議	長	副議長	局	長	次	長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録(1) (15.1定)							
日時	平成 1 5 年 3 月 1 1 日 (火)	開議	午後 1時04分				
L H	十八八百八八	散会	午後 4時43分				
場所	第 3 委 員 会 室						
議題	付託案件						
出席委員	松本(光)委員長・古沢副委員長・成田・松本(聖)・久末・八田・武井・高橋 各委員						
説明員	水道局長、土木部長、建築都市部長、月下水道事業所長、その他関係次長、課長						

別紙のとおり、会議の概要を記録する。

委員長

署名員

署名員

書記

委員長

それでは、ただいまから会議を開きます。

本日の会議録署名員に、武井委員、高橋委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

理事者から報告がありますので、順次、説明願います。

まず、「小樽市都市計画マスタープランについて」。

(建都)辻村主幹

小樽市都市計画マスタープラン、通称、「都市マス」についてご説明いたします。

初めに、確定計画についてでありますが、平成12年度から、都市マスの確定の準備を進め、市民アンケートや地域懇談会、小樽市都市計画マスタープラン策定委員会の設置など、幅広い市民参加の下、多くの市民のかたから、ご意見をいただき、確定を進めてきたところであります。

去る2月12日に開催されました小樽市都市計画審議会での審議において答申をいただき、2月20日に小樽市都市 計画マスタープランを決定したものであります。

お手元に配布しております都市マスの概要版に沿ってご説明いたしますが、まちの特徴や市民意向など、現状分析を行った基礎的な資料については省いております。

1ページ目は、「都市マスの目的・役割」について述べております。

目的についてでありますが、高度成長期の都市化社会から少子高齢化の進行と人口の停滞、ライフスタイルの多様化など、社会が安定・成熟していく都市型社会へと移行していく中で、都市をめぐる環境も大きく変化してきております。

また、地方分権が進む中、今後のまちづくりを進めるためには、市民ニーズを的確に把握していく必要があります。このため、長期的な視点で、都市づくりの方針を定めていくことが求められ、平成4年度都市計画法の改正で、市町村の都市計画に関する基本構想、いわゆる都市マスを定めることが義務付けられたところであります。都市マスは、都市計画が担う役割や意義をより明確にするとともに、市民の意見を反映しながら、都市のあるべき市街地像や都市づくりの方針、目標を定めることを目的としています。

次に、役割についてでありますが、都市マスは、上位計画であります「市町村の建設に関する基本構想」、「小樽市総合計画」並びに北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則して定めることが、都市計画法第18条の2第1項で定められており、住宅マスタープランなどの各種計画や個別事業計画などの中間計画に位置付けられています。

都市マスの役割については、市民意見を反映しながら、まちの将来像や地域の今後の在り方を示していくことによって、個別の都市計画の実施に当たって、市民の理解が得られやすいことや、本市の都市計画の指針や根拠となるものであり、総合的な都市づくりを誘導していくものであります。今後、具体の用途地域や地区計画など、市が定める都市計画は、都市マスに即して定めることとなります。

次に、2ページでは、「まちづくりの目標とまちの姿」を述べています。本市の現状や課題を踏まえ、将来の都市像を総合計画に掲げている「未来と歴史が調和した安心・快適・躍動のまち」とし、三つのまちづくりの基本目標を定めております。一つ目として、「自然を大切にし、歴史を育むまち」、二つ目として、「活気あるまち」、三つ目として、「安心して快適に暮らせるまち」としています。

次に、3ページでは、三つの基本目標に沿って、都市構造の基本的な枠組みを設定し、都市環境の形成や広域交通ネットワーク、拠点の形成などの基本的な考え方を示し、4ページには、これらを「まちの骨格図」として示しております。

5ページからは、「まちづくりの部門別方針」を述べています。都市計画に定める住居系、商業系、工業系の配置

を示す「土地利用の方針」、広域的な道路や都市機能を強化する道路などの「交通の方針」、6ページでは、自然環境の保全や公園の緑の育成など「緑の方針」、都市計画と密接に関連する住環境やバリアフリーなど「生活環境の方針」を示しております。

7ページでは、個性的で魅力ある景観づくりを進めるために、「都市景観の方針」や、安全で安心して住み続けられる都市づくりを進めるために「都市防災の方針」を示しております。

今後の都市づくりを進めていくためのこれらの基本的な方針を、8ページには「土地利用の方針図」、9ページには「将来道路ネットワーク図」、10ページには「緑の方針図」として示しております。

11ページから13ページまでは、「地域別まちづくりの方針」を示しており、全体構想における都市づくりの理念や、まちづくりの基本目標を受けて、塩谷地域から銭函地域までの9地域について、地域における将来像である地域のテーマと地域づくりの目標を定め、14ページから23ページまでは、各地域における土地利用や都市環境など、地域の今後の将来像を「地域づくりの方針図」として示しております。

24ページでは、「都市計画マスタープランの推進に向けて」について述べております。今後のまちづくりを進めていくために、市民がまちづくりの主体であるとの基本的な考え方に徹し、市民、事業者、行政がパートナーシップにより進めていくことが重要で、そのために、都市マスの進行管理や推進体制づくり、まちづくりに関する情報の発信や収集など、市民が主体になったまちづくりの推進について述べております。

以上、都市マスの概略説明でありますが、今後、北海道知事への通知や市民への公表を行っていきます。 簡単でございますが、報告とさせていただきます。

委員長

次に、「平成15年度臨時市道整備事業について」。

(土木)土木事業所長

平成15年度臨時市道整備事業の概要につきまして、ご説明申し上げます。

平成15年度の予算につきましては、5億円を計上し、そのうち1億円をゼロ市債分としております。

お手元にお配りしました計画書は、地域からの要望や市のパトロールにより整備が望まれる路線について、交通量や公共施設の有無、道路の老朽度、整備の緊急性、事業の効果等を総合的に判断して、43路線を計画したものであります。

43路線の内訳についてでありますが、6路線がゼロ市債分、37路線が通常分となっており、工種別では、側溝整備が28路線、舗装新設1路線、道路改良12路線、橋梁等が2路線となっており、ゼロ市債分の発注につきましては、近日中に行ってまいりたいと考えております。

なお、これらの計画路線につきましては、今後、突発的な事態や用地測量等の調査によって、現場状況に変化が 生じた場合には、見直しもあり得るものであり、弾力的な執行を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長

次に、「石狩西部広域水道企業団議会定例会について」。

(水道)総務課長

水道局から、石狩西部広域水道企業団議会の開催についてご報告いたします。

去る2月5日、平成15年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されました。

議案といたしましては、平成15年度同企業団水道用水供給事業会計予算及び企業長の給与等に関する条例の一部 を改正する条例案、職員の給与の種類、基準に関する条例の一部を改正する条例案であります。

このうち、平成15年度予算についてでありますが、予算状況につきましては、資本的収入額が20億7,252万8,000円でございました。資本的支出額が20億4,075万7,000円であります。

業務の予定といたしましては、水道広域化施設整備事業として、送水管布設を2,155メートル行うほか、導・送水管布設予定箇所の測量及び実施設計などであります。

以上の議案などにつきまして、原案どおり可決されたところでございます。

以上、報告いたします。

委員長

続いて、「鉛給水管の水質調査結果について」。

(水道)水質試験所長

平成14年5月から平成15年2月までに実施いたしました鉛給水管を使用している実態についての水質調査等の結果をご報告いたします。

お手元の資料をご参照願います。

表 1 は、朝一番の開栓時の検査結果でございます。調査件数は92件でありますが、管長30メートル未満のものにつきましては抽出を行い、管長が3メートル以下を36件、管長が3メートルから30メートル未満を6件、管長が30メートル以上のものにつきましては50件、全世帯について調査を行いました。

網かけの部分が、新基準を超えた件数で、管長3メートル以下が15件、管長3メートルから30メートルが4件、管長が30メートル以上が50件、合計69件が早朝開栓時において新基準を超過いたしました。

表 2 は、早朝開栓時に、新基準を超過した69件の 5 リットル放流後の検査結果でございます。管長 3 メートル以下の15件につきましては、 5 リットルの放流で新基準値をクリアいたしました。管長 3 メートルから30メートル未満の 4 件並びに管長が30メートル以上の50件につきましては、 5 リットル放流後も新基準を超過いたしました。

以上の調査結果を踏まえ、表 3 に示しましたように、管長区分ごとに対象となる全世帯に対して、12月19日から 2月19日にかけ、周知並びに広報を行いました。

管長が3メートル以下のもの、771件につきましては、早朝開栓時に5リットルを放流後、飲用するよう、戸別に郵送により広報いたしました。管長が3メートルから30メートルのものにつきましては、これまでの調査結果並びに日本水道協会に属しました鉛問題対策特別調査委員会の報告を参考にいたしまして、管長3メートルから20メートルのもの1,290件につきましては、布設替えの要請を行うとともに、早朝開栓時は10リットル放流後、飲用するよう、また、管長が20メートルから30メートルのもの76件につきましては、布設替えの要請を行うとともに、早朝開栓時は20リットル放流後、飲用するよう、それぞれ戸別に郵送により広報いたしました。

管長が30メートル以上の50件につきましては、飲用方法での対応が難しく、放流後も新基準以下にならないと考えられますので、全世帯を戸別に訪問いたしまして、布設替えの要請を行うとともに、布設替えを行うまでの暫定的な処置として、浄水器の設置を指示したところでございます。管長30メートル以上の件数が50プラス1となっておりますけれども、プラス1は、昨年度、試験的に浄水器を設置した世帯分でございます。

平成15年2月5日現在、鉛製給水管の使用件数は2,188件、布設延長が13.5キロメートルとなってございます。 以上でございます。

委員長

次に、「排水設備誤接調査について」。

(水道)下水道事業所長

下水道の排水設備の誤接調査についてご報告申し上げます。

この調査は、雨水排水が汚水と合流して処理場に流入し、汚水処理に悪影響を及ぼしているものと判断し、その 改善を行うことを目的に、雨水排水が顕著に現れる宅地内排水の状況について、平成11年度から13年度までの3年 間にわたり調査委託をし、現在もこれに基づいた指導を行っているものであります。

お手元の資料によりご説明いたしますと、東小樽、勝納、朝里の3処理区合わせて1万3,225戸のうち、無落雪屋

根や融雪機器を設置している6,015戸を対象戸数に、詳細調査を実施し、529戸の誤接が判明いたしました。

これは調査対象戸数の8.8パーセントに当たるもので、その後の指導により誤接が改善され、現在まで88戸、率に して16.6パーセントが雨水排水への切替えを終えております。

誤接の原因は、居住者が業者任せのため、分流式の意味が分からなかったものが、86パーセント以上と大部分を 占め、また、改善できない理由としては、宅地地盤高の高低差から自然流下の不可能なものや道路側溝のないもの、 そして工事費がかかるため時間が必要とのことでありました。

以上のことから、誤接の原因や傾向などを知ることができましたので、今後は、水道局広報誌「水おたる」による周知や指定下水道工事店、融雪連絡協議会などへの指導、そして土木部や建築都市部との連携により対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長

続いて、今定例会に付託された案件について、説明願います。

「議案第41号 小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について」。

(建都)小紙主幹

議案第41号、小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について、ご説明させていただきます。

今回の条例改正は、建築基準法等の一部を改正する法律が、平成14年7月12日に公布、平成15年1月1日から施行されたことに伴い、中高層建築物の日影による高さ制限の測定面の指定等を行うものであり、あわせて時代の変化に伴い、実態に合わせた規定内容の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

以上でございます。

委員長

「議案第44号 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について」。

(水道)給水課長

議案第44号、小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

従前から、水道法により受水槽の容量が10立方メートルを超える簡易専用水道につきましては、設置者に、当該 水道の管理基準の遵守と管理状況の検査の受検を義務付けております。

しかし、受水槽の容量が10立法メートル以下の小規模受水槽につきましては、水道法の規制対象になっていないため、全国的には設置者の管理の不徹底に起因して、しばしば、衛生上の問題が発生し、水質面で不安を感じている利用者も見られます。

このような状況から、ビルやマンション等の受水槽の適正な管理が図られるよう、水道法の一部改正により、新たに貯水槽水道の規定が設けられ、水道事業者及び貯水槽水道設置者双方の責任に関する事項を定めることになりましたので、小樽市水道事業給水条例の一部改正を行うものです。

これにより、貯水槽水道の管理に、水道事業者として関与できることとなり、保健所と連携を図りながら、貯水槽水道の管理の徹底を図るものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長

これより一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

初めに、共産党、古沢委員。

古沢委員

除排雪問題について

ご報告いただいたことで、また、きっちり時間をとってお尋ねしなければいけないと感じる点もあるのですが、 ここではちょっと急ぎの問題について、絞ってお尋ねをしたいと思います。 2 点あります。

そのうち最初は、まず、除排雪の問題でお伺いしたいと思います。

平成13年度の市長への手紙の総括でも分かることですけれども、冬の暮らし、生活環境に関して言えば、除排雪に関することが、市民要望として最も多く寄せられているわけです。それで、現在、市内を4地域に分けて、それぞれJVが、除排雪に当たっているわけですけれども、市とそれらの民間企業との間で、約束事になっております特記仕様書などを参考にしながら、お尋ねしていきたいと思います。

まず、事前にいろいろお聞かせいただきました。その時点では、1月末の実績に基づいて、いろいろお伺いしていました。除雪の問題ですが、四つのステーションごとに除雪水準ごとの路線について、お聞かせいただきました。 幾つかの路線について、お聞かせいただきました。総じて言えば、昨年より出動回数、稼働実績が良好かなというふうな印象を受けたのですが、これは、全路線を通じて言えることかどうか、まず、お聞かせいただきたいと思います。

(土木)土木事業所長

いろいろな路線がございますけれども、今年度の降雪状況から言えば、1月31日現在の降雪量が3.07メートル、昨年は2.49メートルということで、降雪にもだいぶ差があるということから、今年度、除雪の1月末までの出動回数は昨年よりも多いと。昨年と比べてよいのか悪いのかというご質問でございましたけれども、昨年も今年度も、出動基準に基づいて行うことができたというふうに私たちは認識してございます。

古沢委員

降雪量、積雪深との関係というのが、出動回数に直接的な関係は出てくるのだと思いますけれども、こうした一方、この1月、2月、大変、電話がかかってまいりました。概して、朝の出がけにかかってくるのです。しかも、半分以上がおしかりの電話であります。「今年は特に多いな。」というふうに実感したのですが、特記仕様書によりますと、市民からのこうした要望や苦情というのは、各ステーションから市へ報告がされるようになっています。この時期、どういう報告実態になっているのでしょうか。お分かりであれば。

(土木)土木事業所長

今年度の要望、苦情の件数と内容でございますけれども、各ステーションからは、除雪であるとか、排雪の要望や依頼、除雪後の置き雪等の苦情、こういうものが多く寄せられておりまして、2月25日現在で、苦情・要望の総件数としては1,036件という件数でございます。ちなみに、昨年度の例でございますけれども、昨年度は、最終的に3月末の数字で言えば、総件数が898件ということでございまして、降雪状況によって、苦情の件数も相当違うかなというふうに考えてございます。

古沢委員

古沢委員

そこで、具体的な路線を一つ、二つ挙げて、お伺いしたいと思うのです。例えば、除雪水準、排雪水準、ともに 1種の路線ですが、中央地区の緑町八間通線、ここの直近3か年間の1月末における除雪、排雪の稼働実績はどう なっていますか。

(土木)土木事業所長

市道緑町八間通線の過去3年間の1月末現在の除雪回数、排雪回数でございますけれども、今年度の除雪回数は1月末で23回、昨年は14回、一昨年は17回、排雪回数については、ともに1回ということになってございます。

今度は別の路線ですが、除雪が第2種の2、排雪が第2種、この水準の路線で、中央地区の公園西1線、それか

ら桜・朝里地区の桜5号線、それぞれ稼働実績はどのようになっていますか。

(土木)土木事業所長

市道公園西1線につきましては、今年度は除雪回数として9回、昨年度は8回、一昨年は7回ということになってございまして、排雪は、今年度は1月末までに1回、昨年は1月末までには行ってございません。一昨年が1回ということになってございます。

市道の桜 5 号線につきましては、今年度の除雪回数が15回、昨年が12回、一昨年が13回ということになってございまして、排雪としては 0 回という形になってございます。

古沢委員

実際の道路事情というのを分からないで、お尋ねをするわけですけれども、例えば、緑町八間通線は、昨年が14回出動に対して、この時点で排雪が1回出ているわけですね。これに比べて、今年は23回も出ているのに、排雪はまだ1回しか出ていないと。こういうことが、なぜ起きるのだろうかという疑問が生じます。

それから、公園西1線と桜5号線で言えば、公園西1線は除雪が9回出動していて、排雪が1回出ています。しかし、桜5号線は除雪が15回も出動しているのですが、排雪が1度もないと。どうしてこういうふうになるのでしょうか。

(土木)土木事業所長

まず、第1種路線の市道緑町八間通線につきましては、この路線は非常に雪が多く、雪山も多く発達するわけでございまして、しかもバス路線であるということで、出動基準にございます第1種路線は、「大型車両の交差に必要な2車線の確保が困難になった場合に、出動する。」ということになってございまして、例年、1月中旬ぐらいに一度入ると、こういうことになっています。

したがいまして、除雪回数によって排雪が出動するということではなくて、道路の状況によって、排雪の出動基準を満たしたときに、排雪をするということになりますので、こういうことになったのかなというふうに思っています。

次に、市道の公園西 1 線と桜 5 号線について、ご質問がございましたけれども、公園西 1 線は、ちょうど公園南線と道道を結ぶ幅員が4.5メートルから 7 メートルぐらいの狭隘な路線でございまして、第 2 種路線ということでございます。除雪が入って雪山が多くなる状況となりまして、今年度、第 2 種の出動基準でございます「一般交通の交差が困難になった。」という状況であるということで、1 月末までに出動してございます。

桜5号線につきましては、この路線は、排雪の第2種路線でございますけれども、たまたま雪を投入するスペースがある路線でございますので、排雪という形はカウントされないで、投入除雪という手法をとっている路線でございます。したがいまして、排雪の回数が毎年カウントされないという状況でございます。

古沢委員

それぞれおっしゃられるように、道路事情、その他もあって、同じ水準に位置付けているけれども、実際の稼働 実績が違ってくるということは、当然、起きると思うのです。ただ、最初にお尋ねしたように、今年の場合は、降 雪量も去年から比べて、1月末時点で約60センチ多いわけですね。それから、積雪深なんかも1月、2月は異常な 暖気が来たりとか、いろいろな気象状況も違いました。去年から比べれば、そうしたものの影響も大きくあったと 思うのです。出動回数が、総じて増えているという影響に現れていると思うのです。

そこで、市民からの苦情・要望が、昨年から比べれば大きく増えていると。私自身も、実感しているわけですけれども、「こんなに出動回数も増えているのに、なぜ、苦情が昨年を上回っているのか。」と。去年から比べれば多くなっているわけです。

朝一番で怒られたりするわけですから。「いつ来てくれるのだ。」と言って。除雪センターでもあるまいに怒られたりするのです。けれども、市民の皆さんからすれば、それだけ切実な状況になっていると思うのです。

問題は、排雪にあったりするのではないかというふうに、これは中島議員が一般質問でお尋ねしたりなんかもしておりますけれども、私自身はそういうふうに思っているわけで、そこで仕様書では排雪の時期の把握、排雪の計画、これは業務主任、つまり、JVが配置しているそれぞれのステーションの責任者と言ってよろしいのでしょうか。分かりやすく言えば。業務主任の業務だというふうにされています。そういうのであれば、さきほど報告いただいたような各路線の出動、1回出動したり、しなかったりしているわけですけれども、それは、業務主任が決めておられるのですか。

(土木)土木事業所長

議員の皆様がたにも、大変ご迷惑をおかけしたということで、おわびしなければならないと思いますけれども、ただ、私たちの考え方としましては、排雪の作業に当たりまして、まず、基本的な部分として、作業の計画立案をするのは、各JVでございますので、それぞれが道路の状況を踏まえながら、出動基準を勘案して、その計画書を市の方に提出するというのを基本としてございますが、そのほかに、市の道路パトロールも、別途に独自で行っている部分もございますし、それぞれ市民から寄せられる部分もございます。

そういうことで、ただ、業者の方に任せ切りということではなくて、市も相互に調査をしながら、この話合いを しながら決めていくという部分もございます。基本的な部分は、業者が立案をしてございますけれども、そういう ような総合的な形で、排雪の時期等を決めているというのが現状でございます。

古沢委員

時間が余りないものですから、ちょっと、はしょりますが、結局、業者の方が排雪計画を立案する。私は、非常に分かりやすい表現だなと思って、ここの表現力はさすがだと思って驚いたのですが、仕様書に「市とすり合わせを行い決定する。」ということになっていまして、非常に分かりやすいですよね。つまり「排雪を出すぞ。」という決定は、市が、意思決定するというふうに考えてよろしいのですね。

(土木)土木事業所長

排雪作業というのは、雪捨場との関連もございますし、他の道路管理者、それと全市的なレベル、そういうものを総合的に判断しなければならないなど、非常にデリケートな問題を抱えてございますので、業者の独自の判断ということではなくて、市と協議をしながら決定するという事項になってございます。

古沢委員

別問題で、一、二点、ちょっと確認させておいてください。

除雪、さらには拡幅除雪、それから排雪、これらに管理基準というのが定められています。どのようになっているかということが一つと、それから間口処理。これについては、「独居老人、身体障害者等の居住が判明している箇所については、担当者と協議をする。」と。

この担当者というのは、つまりは市ですね。仕様書で協議というのは、相手は必ず市ですから。ですから、市と協議をするのだと思うのですが、そうであれば、その路線ごとにどういうふうに協議をして、業者の方に、JVの方に、それぞれ該当する人の居住状況を確認させて、どういう間口処理をさせているのか。これをちょっと教えてください。

(土木)土木事業所長

まず最初に、管理基準でございますけれども、除雪の管理基準については、第1種におきましては、3センチの 圧雪厚、第2種は5センチと、そういう形で定められているものがございます。それと、排雪につきましては、や はり、幅員の確保と。こういうことで、それと雪山の高さ、こういう部分をチェックポイントにして管理している ということでございます。

それと、それぞれの間口の問題がございます。間口の問題につきましては、それぞれ、業者の方でも独自にノウ ハウもございますし、市の方に寄せられてくる苦情もございます。そういう中で、それぞれ、個別の案件という形 で、市民のかたと対応し、その事情を勘案して、そこの路線として可能な方法は何なのかと。こういう部分、それ と市民のかたにも、ご協力いただかなければならない内容は何なのかという部分も聞いていただくと。そういう作 業を戸別に行っているということでございます。

そんな中で雪の量、例えば、グレーダー路線であれば、シャッターブレードという、そういう操作がございますけれども、そういうものを操作する中で、置き雪の量を多少軽減するとか、タイヤドーザーにおいてもプラウという可動性のあるもので行ってございますので、その部分で排除できる場所があれば、そちらの方に持っていくだとか、そんな応用動作ができる箇所については、そういった部分に努めているというところでございます。

すべて市民要望に合致するような形では、なかなかいかない部分もございますけれども、可能な部分については、 それぞれ業者さんも工夫しながらやっているというのが実情でございます。

古沢委員

念のために確認しておきますけれども、この路線には、例えば、10軒並んでいるうち、3軒目のAさんが70歳で独り暮らしだと、斜め向かいのBさんが80歳の独り暮らしだということは分かるわけですよね。「そこのところは気をつけて、間口処理をしなさいよ。」ということとは、ちょっと違うみたいですね。どちらかというと、個々整理みたいな、ケース、ケースに応じてとかというふうにして、箇所付けみたいなことをしているように聞こえたのですが、どうですか。

(土木)土木事業所長

個々の整理と言えば、個々の整理かも分かりませんけれども、今までに蓄積されたいろいろなそこそこの事情というものが路線にありますので、そういう部分を拾い酌み上げられる部分、可能な部分は、そういう配慮をと。完全な間口処理ではございません。間口処理という形になりますと、すべてそこの間口には雪を置かないという無雪化という、そういう方向になりますので、普通の通常の除雪の中で、可能な部分を作業の中でやっていくと。こういう現状でございます。

本格的な間口処理ということであれば、小樽市においても、今後、他都市の例も参考にしながら、いろいろな方 法を検討していかなければならない課題であるというふうには思っております。

古沢委員

ぜひ、一歩進めて検討していただきたいという要望はしておきたいと思うのです。

それで、この間、従業員の皆さんにも、お話を伺う機会をつくっていただいたりだとか、路線によっては、周辺の住民のかたがたと懇談する場所をつくったりだとか、私どもも、いろいろとお話を聞く機会を独自に設けました。 それぞれを寄せ集めて気がついたことですけれども、例えば、桜・朝里地区、それと北地区では、どうも除雪の内容といいますか、「除雪の仕方がちょっと違うのではないか。」とか、「雪の持っていき方がぐあいがいいぞとか、悪いぞ。」とかという話が飛び込んできたわけです。

そこで、問題は、各地域・区域ごとにJVでパトロールを飛ばしていますから。朝と夕方飛ばしますね。各地域内では、除雪にしても、排雪にしても、せきるだけ適正な水準を維持していくように頑張っていると思うのですが、地域を越えますと、どうやって調整するかというのは、これは、市の仕事だと思うのですが、どのようになっているのですか。

(土木)土木事業所長

まず、区域ごとの除雪の水準といいますか、その部分でございますけれども、まず、地域ごとに都市構造が、だいぶ違うということも、一つの要因としてございます。第1ステーション、第2ステーションのエリアというのは、旧市街地で非常に道路も狭隘で家屋も連たんしていると。そういう中での大変な除排雪業務になってございます。

新市街地に近い第3ステーション、第4ステーション、これは社会基盤としての道路が、かなりしっかりとつくられていると。

また、空間、公共空間もございますし、空きスペースも点在していると。こういうことから、押し込み除雪であるとか、さきほど言いました投入除雪、こういう応用動作が非常にしやすいステーションになってございますので、 市民の目から見ると、道路の状況がいいのではないかと。こういうふうに見られがちだというふうに思います。

そういう中でも、市のサービス水準としての平準化ということも、私たちとしては、今後、検討しなければならない課題だというふうに思っておりまして、そういう意味からしても、昨年からステーション担当者は、事業所に配置をいたしまして、横の連携といいますか、そういうものを密にしながら、それぞれのステーションの担当だけにはならないで、綿密的な部分での議論を活発化しようということで作業を進めております。

具体的なものというのは、まだこれからになろうかと思いますけれども、今後、旧市街地の除雪、排雪業務の効率化という部分を、真剣に取り組まなければならない時代に来ているなというふうに思います。

古沢委員

除雪問題の最後ですが、お金の問題です。いろいろ調べていただきましたが、例えば、小樽市の場合は、ロードヒーティングの経費が多いというのが特徴です。まちの成り立ちから見て当然なのですが、ロードヒーティングで処理をされる以外、つまり、降った雪が道路にそのまま積もる。それを除雪をし、排雪をしなければいけない。その雪の処理にかかる予算の割合で見た場合に、例えば、豪雪地帯ですから、比較対照にならないかもしれませんけれども、倶知安町と比較すれば、予算が 3分の 1 以下です。市民 1 人当たりでいえば、倶知安町 1 万6,600円、小樽市は5,300円。札幌市や岩見沢市に比べても少ない。札幌市は8,100円、岩見沢市は7,200円、江別市に比べても少ない。江別市は6,400円、小樽市は5,300円ですから。

どうやら横並びしそうだというのは、お隣の余市町4,800円。予算の状況がこういう状況では、受託をしたJVの皆さんも、それから、それを行政側から指導監督する所管の土木部の皆さんも、大変せつない思いをされているのだと思うのです。

新年度予算案では、そもそもが先送りですから、早速にも2定、3定、2定では補正を組まなければいけないという状況になると思うのです。予算を増やしていくという方向で、ぜひ、頑張っていただきたいと思うわけですが、これは答弁はいただけますかね。

ぜひ、そういうふうに頑張ってほしいと思うのですが、いかがですか。

(土木)土木事業所長

他都市の例が出ておりましたけれども、それぞれの地域差というものは、降雪状況であるとか、それぞれ所管している道路の延長、道路の状況、こういうものによっても違いますでしょうし、小樽市のように狭隘で急坂な道路を抱えている都市というのは、今の例の中には少なかったのかなという感じがいたします。

そんな中で、大幅な除雪費の増額ということでございますけれども、私たちとしては、地域総合除雪をしながら、 きちっとした積上げは、予想降雪量を推定しながら、それぞれ前年度実績、前々年度実績を勘案して、それぞれ予 算要求してございます。

この予算につきましては、降雪状況によって左右されますので、非常に読みづらいという部分がございます。 したがって、どの金額が適切な予算要求なのかという部分も、議論のあるところかなというふうに思っておりますけれども、今後も、きちっとした効率的な運用を図りながら、必要な予算を要求していくという考え方に立ってまいりたいと思っております。

古沢委員

「シルバーマンション蘭島」について

それでは、別の問題です。これは簡単にどうしてもお尋ねしておきたいので、質問させてもらいますが、小樽市 蘭島に「シルバーマンション蘭島」というのができるというチラシが、市内に出回っておりました。承知しており ますね。 (建都)都市環境デザイン課長

はい、承知してございます。

古沢委員

私の手元にそのチラシがありますが、この「シルバーマンション蘭島」の計画は、いつの時期に計画され、そして、その施設が設置されるというふうに予定されていた場所はどこか、具体的に把握されていますか。

(建都)都市環境デザイン課長

このマンション計画の相談のあった時期でございますが、昨年の10月でございます。場所につきましては、蘭島 1丁目382番の一郭でございますけれども、現在、モーテルが存在する場所でございます。

古沢委員

そうしますと、この一帯は、市街化調整区域になりますね。

(建都)都市環境デザイン課長

この区域一帯でございますが、国道から海側の部分につきましては、調整区域になってございます。

古沢委員

それで、このチラシに関連してお伺いしますが、入居金が1,500万円から2,300万円だと。管理費は月8万円から9万円と。そのほかに食費、水道料、光熱費、その他、合わせますと5万円、6万円ぐらいになるのでしょうか。そういうチラシになっていますが、非常に気になったのは、このチラシの最初に出てきます特定介護施設認可とありますが、これは、デザイン課長の所管ではありませんけれども、どうしてもかかわるので、事前に確認していただくようにお願いしておきました。この特定介護施設認可というのは、具体的にどういうものなのですかね。

(建都)都市環境デザイン課長

福祉部の方から概略につきまして、ヒアリングしてございますが、老人福祉法に基づく介護福祉施設というふう に聞いてございます。

古沢委員

私も福祉の方から確認させてもらいました。特定施設入所者生活介護というのがあるのですが、そこには一定の申請者がだれで、どういう基準が必要かというふうに、その基準が示されていたりします。これに該当する施設というふうに考えてよろしいのでしょうか。

(建都)都市環境デザイン課長

そのとおりでございます。

古沢委員

そうしますと、特定介護施設認可ですから、申請者要件があって、これは法人で、有料老人ホーム、軽費老人ホームの設置者だというのですから、ここで言う業者さんが、いわゆるそういうものを申請者要件として、兼ね備えていなければいけませんし、計画されている施設、このマンションが、人員基準だとか設備基準、それから運営基準、それらを満たさなければいけないわけですね。それらのこの施設を、そうした施設だというふうに認可するのは、一体だれなのですか。

(建都)都市環境デザイン課長

知事の認可事項になってございます。

古沢委員

特定介護施設認可、何度も繰返しますが、認可とあります。この業者さんが「シルバーマンション蘭島」で認可 を受けているという事実を確認されていますか。

(建都)都市環境デザイン課長

認可された事実はございません。

古沢委員

さきほど、この一帯が市街化調整区域だというふうにお答えいただきましたが、この市街化調整区域に、仮に、 こうした施設を設置する場合に、手続的にはどういうことが考えられるのでしょうか。

(建都)都市環境デザイン課長

手続の関係でございますが、特定施設入所者生活介護の知事認可を得て、その後、北海道の開発審査会をクリアして、その後、建築確認、そして着工という流れになろうかと思います。

古沢委員

チラシにもう一度戻ります。「充実の設備」とあります。「年中利用可能な温水プール、展望大浴場、露天ぶろ」とあります。今、このことを初めて聞いた人は、「ああ、温泉もあってなかなかよさそうだ。」というふうに思われるかたが大半だと思います。私もこれを見て最初にそう思いました。「おかしいな。」と思って、私なりに、保健所に確認したのです。温泉がありますか。ここに。

(建都)都市環境デザイン課長

保健所の方に確認させていただきました。その結果、ここでは温泉は出ていないというふうに聞いてございます。 古沢委員

それで、もう一度読み直したのです。温泉プールとは書いていないのです。温水プールというように書いてあるのです。そして、展望大浴場に露天ぶろと来るわけですから、多くは温泉と思ってしまうのですが、「なるほど。」というふうに思いました。これが一つです。

それから、プライベートビーチ付きとあります。そこで伺いますが、この建設が予定されている、いた、この地域、海岸線に沿って、土地の所有関係、特に通常、ここは、毎年のように海水浴場開設の届出がされて、海水浴場として使われている所ですが、プライベートビーチというのですから、「勝手に自由に使える土地の問題もクリアしているのだな。」と私は思ったのですが、どういうふうになっているのか、ちょっと説明してください。

(建都)都市環境デザイン課長

プライベートビーチについてのお尋ねでございますけれども、建設護岸から海側の部分に、個人所有の土地がございます。この砂浜の中で、プライベートビーチという利用については可能かと思われます。

ただし、この個人所有地の前浜といいますか、国の所管の海浜地までプライベートビーチという形になるのかどうかにつきましても、小樽土木現業所の方に、確認させていただきました。そういった中では、海水浴場等不特定多数の人が、利用するのであれば、認めることも可能であるが、プライベートということであれば、やはり、個々の事情を、ちょっとヒアリングさせてもらわないと判断がつかないという内容でございました。

古沢委員

つまり、プライベートビーチ付きと確定できるようにチラシはなっているわけですが、そういうふうな条件は、 具備はされていないのですね。

(建都)都市環境デザイン課長

そのとおりでございます。

古沢委員

フゴッペトンネルの手前ですから、宿泊ホテルといいますか、その施設があって、護岸があります。これは、国 土交通省、旧建設省の土地ですね。用地です。施設も含めて。そして、前浜に至る一部が、民有地になっているわ けです。その先、海にかかるところまでは、国の所有になっています。そういう土地関係にありながら、設備の充 実ということで、プライベートビーチ付きだというふうにして、このチラシが市内に出回っていたわけです。

さて、この業者さんが、仮に、この施設を。その前に建築確認申請は出ていますか。

(建都)小紙主幹

そこの場所では出てございません。

古沢委員

建築確認申請、仮に、この計画されていた、予定されていた内容で出てきたら、どういうふうに対応されますか。 (建都)小紙主幹

建築確認申請の件でございますが、さきほどデザイン課長から説明がありましたように、手続の中で、都市計画法に基づき、調整区域に建築することが許可という形になりましたら、建築基準法に基づく確認申請が提出された場合には、それに基づいて、確認は受けなければならないというふうに考えておりますし、確認申請は、建物が建築基準法に適合するかどうかというものでの審査でございますので、建築基準法に適合しているということであれば、確認をしていかなければならないというように考えてございます。

古沢委員

私は、念のために電話番号が書いてあるものですから、何度かかけました。資料を送ってほしいということでお願いしようと思って。電話がつながらないのです。それで残念ながら資料も手元にありませんし、もちろん関係者のかたにお会いして、いろいろとお話を聞くこともできていません。

誤解をしないようにお聞きいただきたいと思うのですが、いい人か悪い人かさっぱり分かりません。仮に、いい人であっても、ここに書かれて、市内に出回っていたこのチラシは、いわば、全く不当なものですね。事実と違うわけです。こうなりますと、非常に大きな疑念がわいてきます。刑法の第246条詐欺、詐欺罪を構成するという恐れさえ出てくるのではないか。そういう大きな疑念が生じてくるわけです。

しかし、今、おっしゃられたように、それはそれとして、出てきたものは書面審査したら、そのまま受けるしかないのだというのが建築基準法の確認申請ですね。

これは、もしそれしかないのだとしたら、実に無力感しか感じません。形を変えた原野商法ではないですか。今にも家が建つような絵をばらまいて、本州方面の人が買う。本州方面から引合いがあるという話も聞いていますよ。ところが、実際に行ったら山また山のその奥だと。それと形を変えた手法、同じではないですか。いかに善良でいい人だとしてもこういうことは、行政として何もできないんだとしたら、非常に無力感を感じてしまいます。

地域の人たちも、きちんとしたものだったら、歓迎したいと言っているのです。実は忍路で計画がありました。 とんざしました。そして、蘭島方面に土地を求めるという動きもあったりして、そうしたら医療機関の関係者など にも話があったりとか、いろいろと動きがありました。ちゃんとしたものだったら歓迎したいと思うわけです。

忍路、塩谷方面、蘭島方面というのは、人口減の中でも、特に人口減が進んでいるところですから、そういう期待感があるわけです。けれども、仮に建ってしまったけれども、あとは野となれ山となれというふうな施設になったとすれば大変ですし、何ともしようがないのでしょうか。

(建都)都市環境デザイン課長

ただいまのマンションの件でございますが、まず、不当表示の部分でございます。これにつきましては、審査会の窓口である北海道の開発指導係の方に、実際にこのチラシを持ちまして、「不当表示に該当しないだろうか。」というようなことで相談をしております。その中では、「チラシに具体的な場所を特定しているわけではないので、不当表示には該当しない。」と。

それで、もう一点、特定介護施設認可という言葉もありますけれども、この言葉の部分については、北海道の保 健福祉部の方で指導するというコメントをいただいてございます。

古沢委員

もう質問するのも嫌になってくるね。

そういうものなのですかね、これ。あえて言うこともないと思ったのですが、刑法第246条を構成する古い判例ですけれども、こういうのがありますよ。「商品の効用について誇大の言を用い、サクラを使用し、虚構の事実をもっ

て客を欺もうし、その買い受けの決意をさせる所為は、商人としての正当な業務行為ではなく、本状の罪を構成する。」 欺もうというのは、詐欺の欺という字を書く。 欺いてという意味です。 つまり、刑法第246条の詐欺罪、これを構成するというふうに判例でもあります。

ついでに、欺もうとは、これも「虚偽の意思表示により、他人を錯誤に陥れることを言い、その意思表示が過去又は現在の事実のみならず、将来の事実でも自己の現在の意思状態に反していれば足りる。」とあります。

それを言って、私の質問を終わります。

委員長

答弁はいいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

成田委員。

成田委員

潮見台浄水場の跡地利用の検討について

水道局にちょっとお伺いします。

潮見台にある浄水場、それから小樽市内に点在している浄水場、それぞれの浄水場の中で、ろ過施設があると思います。そのろ過施設の種類を教えていただきたいのですけれども。

(水道)工務課長

市内にある各浄水場の、ろ過方式でございますけれども、奥沢浄水場につきましては、緩速ろ過方式、潮見台浄水場につきましても、緩速ろ過方式、豊倉浄水場、天神浄水場につきましては、急速ろ過方式、銭函浄水場につきましては、急速ろ過方式、それから桃内浄水場につきましては、緩速ろ過方式でございます。

成田委員

緩速と急速とあるというふうに理解できたのですけれども、この緩速と急速の種類というか、どの程度、どのような形で違うのか。それをちょっと教えていただきたいのですけれども。

(水道)工務課長

私も詳しいところまで申し上げられませんけれども、簡単に言いますと、急速ろ過方式の場合には、あらかじめ 凝集剤というのを入れて、懸濁物質をちょっと大き目に凝集させまして、それを、ろ過池に入れる前にある程度除 去する。そしてろ過池に入れて、かなり速いスピードで、1日に120から150メートルというスピードでございます けれども、そのくらいの速度でろ過をすることが急速ろ過方式。

緩速ろ過方式は、あらかじめそういった凝集剤を添加して、懸濁物質を除去するというのでなくて、直接、ろ過池の中に塩素を入れるわけですけれども、その際に、ろ過速度というのが3日から5日くらい、5日くらいが普通だと思うのですけれども、そのくらいの非常に遅い速度でろ過していくという方式です。

こういったことが、大まかな違いでございます。

成田委員

急速と緩速のこの違いは分かったのですけれども、その中で水質なのですけれども、ゆっくりろ過した方がおいしい水ができるのだろうし、そうかと言って急速でやったものがおいしくないとか、これが害になるということはないと思うのですけれども、その辺は小樽市内で飲まれている水、上水道として使われているのは、この二つの種類にしか分かれていないのか。それともそれを一緒にして飲んでいられるのか。その辺をちょっと教えていただきたいのですけれども。

水道局次長

ほとんどの水が、中区配水池でブレンドされまして、緩速と急速の水を混ぜまして、そして給水しているのが特徴でございます。

成田委員

これは、ほとんどの水がブレンドされているということなのですか。それでは、両方の施設が必要だということになってくるのですか。

急速ろ過した水だけでも、じゅうぶん飲める上水道に使えるということになるわけですか。

水道局次長

水質的には、急速ろ過の浄水場一つでも、もつのですが、量的に、小樽市の全体量を考えるならば、浄水場もかなりありますけれども、一つの浄水場では量が足りないがために、緩速ろ過の浄水場の水も入れるし、急速ろ過の 浄水場の水も入れて、ブレンドさせて皆さんにお配りしていると。こういう状況でございます。

成田委員

そうすると、緩速というのは、日数がかかるから、水の量は少ないよ。結局、急速でやる方が水量が多いから、2対8か、そのぐらいの割合でブレンドしているということになるわけですか。どのような割合なのでしょうか。それと、潮見台浄水場が、緩速ろ過ということで、奥沢も緩速、桃内も緩速と。今、3か所が、緩速ろ過されているということなのですけれども、そこで潮見台浄水場は、明治時代にそういう施設が建てられて、何回か施設改造しているというか、そういう改築されている部分はあるのですか。

水道局次長

潮見台浄水場につきましては、まず、改造の話ですが、昭和2年に新しく浄水場をつくりまして、その後、昭和29年だったと思いますが、拡張工事で2回目のろ過池の増設を図りまして、現在、そのままの状況になってございます。

(水道) 浄水課長

市内の緩速方式と急速方式の水量の割合なのですけれども、緩速は全体の13パーセント、あと残りが急速という割合になります。

成田委員

潮見台浄水場は昭和2年と昭和29年、27年経過して改造したという形になりますけれども、その後、手を加えていないのですか。そろそろ耐用年数というのは見えているのでないのかと。まだまだ、ろ過機能はじゅうぶんだと考えられますか。

(水道) 工務課長

それ以降の更新というお話ですけれども、大きな更新というのはやってきておりませんが、現在でもきちっと機能はしてございます。

耐用年数という意味では、なかなか実際の耐用年数というのは、いろいろその場所なり物によっているいろ変わってくるかと思うのですけれども、地方公営企業法の施行規則による場合の耐用年数ということからいいますと、あそこの浄水場の施設は60年ということになろうかと思います。

成田委員

60年。随分長い期間があるのですね。そういう施設というのは、30年に1回くらい変えなければならないのでないかと思っていたけれども、60年ももつのであれば、また、じゅうぶん機能されているのであれば、大事に使っていただきたいと思いますけれども、今後、あの地域で、なお続けていくのか、それとも急速ろ過方式に切り替えていくのか。そういうような考え方というのはあるのでしょうか。

(水道) 工務課長

以前に、高橋委員のご質問にもお答えしたのですけれども、現在の水道の整備に関しましては、以前みたいに拡張整備でどんどん機能を増やしていく、施設を増やしていくという時代ではなくて、今、おっしゃったように、だんだん施設が老朽化してきておりまして、その更新改良が主体になってきてございます。

また、一方、コスト縮減という視点から、できるだけ小規模施設などの統廃合を進めることが、また必要になってくると。こういう背景が一つございまして、そんな中で、潮見台浄水場というのは、大変古い施設で、老朽化も進んできております。もう一つは、水運用の面からいいますと、必ずしもあそこになくてはならないという、そういう位置付けというのは、だんだん失われてきているのが実態でございます。

そうしたことから言いますと、今後も、更新改良事業の検討に当たりましては、潮見台浄水場につきましても、 廃止の方向で検討しなければならないのかなということも考えてございます。ただ、廃止した場合の跡地利用とい うことから言いますと、何せ比較的高台にある土地というのは、水道局としても、なかなか確保できない貴重な土 地でございますので、例えば、配水池としての活用とか、基本的には、私たちの大事な財産として、全体の水運用 の中で有効に活用するような方向で、検討していかなければならないだろうと。そんなふうには考えております。

成田委員

確かに高い地域にありますし、配水するには利便性もあると思います。

また、隣接する地域に公園があるわけなのですけれども、潮見台公園もちょうど隣にあって、景色もいいし、あの施設を利用した公園というか、浄水場でなくても配水池の中の一つとして、公園施設に考えることはできないものなのか。公園課長どうでしょうか。

(土木)公園課長

今、小樽市には公園、都市計画決定等を受けまして、91か所ございます。当然、公園として利用するためには、一つの公園がありまして、必要においては拡張している公園もあります。公園91か所の中で、近隣公園とかいろいる公園の目的がございますので、利用目的として拡張が必要であれば、そういうことも検討していかなければならないことではないかと考えています。

成田委員

公園としても利用できるような、水道施設も残して、そして公園も利用できるという形で進める方策の中に、広い面積になると思いますけれども、浄水場の面積は1.4ヘクタールです。公園施設が1.7ヘクタールですから、その両方を合わせると、3.1ヘクタールある公園施設という形になると思われるのですけれども、今後、浄水場の施設が老朽化して、何かそういう水道施設などを展示する。また、小樽には、これだけ観光客が来ていますし、景勝地でもありますし、潮見台浄水場には歴史的建造物もあるわけです。

そういう面から見ると、かなりの広い範囲に、観光施設にもなる、そして水道施設、それは展示物を飾ったりなんかすると、なお、よい施設になるし、隣接する公園も活用されるということが出てくると思うのです。総合的に考えた施設の検討というのはできないものでしょうか。どうでしょうか。

(水道) 工務課長

確かにおっしゃるように、大変貴重な古い財産もございます。ただ、そういった歴史的な物を展示するなりなんなりという、そういう博物館的な機能というのは、端的に言うと、大変金はかかるけれども、非常に負担も大きいと。収入の面で、なかなか維持が難しくなると。

私たち水道事業というのは、やはり、水をいかに安くお客様に提供するかというのが、最大の部分だと思いますので、その面では、私たちが、公園事業として、そういった事業展開、別な面での展開を考えるということは、なかなか難しいのではないかというような感じでおります。

成田委員

確かに、一つ一つの分野で見ると、かなり難しい面というのは出ると思います。市民の立場ということから見れ

ば、水道局であろうと、公園課であろうと、総合的には、小樽市一つにしか見えないのです。その一つに見えた部分で何か事業を、あの地域で公園施設としてやりますよと。

例えばの例ですけれども、市民の人たちに、「パークゴルフ場でもやりますよ。ここはパークゴルフ場として利用 してください。」と。そうしたら会員の人たちは、自分たちで参加して自分たちで管理しようという思いというもの が出てくると思います。それによって、やはり、施設も大事にし、環境も整備しようと。

今は、もうそういう時代ですよ。行政にすべておんぶにだっこの時代ではなくなってきていると思います。それが、市民にとって一番大事な、今、一番大事なことではないかなと思うのです。そういうことで、方策の一つに、そういうものも考えたらどうかなと。そろそろそういう時代でないかなと思いますけれども。局長どうでしょう。 水道局長

水道局の管理しています土地、市民開放している土地といたしましては、色内ふ頭公園、それから去年オープンの銭函パークゴルフ場、あそこも裏の敷地、今のところは使用しないということで、将来的には別ですけれども、とりあえずはよろしいのではないかと。これは建設省、今の国土交通省ですけれども、許可をいただいて整備いたしました。

それで、今、問題の潮見台浄水場でございますけれども、さきほども課長の方から答弁してございますが、これからの水運用、水需要を考えたときに、やはり、いかにコストを安くして、そして市民に安くておいしい水を提供するというのが使命でございますから、そういう意味では、小規模な浄水場の活用というのはどうするのかと。これは今後の問題になります。仮に、潮見台浄水場がなくなって、廃止したとしましても、水道施設として生かす必要があるだろうというふうなことも考えます。

残った残地、これを成田委員は「市民に開放すべきではないか。」というご意見でございますが、銭函の下水処理場のパークゴルフ場につきましても、一般会計で負担するということでございますから、市民からいただいています水道料金をもって、パークゴルフ場を行うということは、なかなか水道会計としてはできないだろうと思います。

ですから、市民に開放するということは、これは、奥沢ダムを含めて公園構想もございます。これも私どもが、 お手伝いする部分もあるかもしれませんけれども、市全体としては、小樽市として公園なり、そういうものに活用 するという方針の下に、市の税金で整備をしていくと。

私は、これが基本なのだろうというふうに思います。よろしくお願いいたします。

成田委員

今、水道局長から大変いいお話を聞かされて、本当に喜んでおりますけれども、確かに市民の税金ですから、それでは水道局の水道料金の中から、そういうものまでは求めることはできないものと思っています。やはり、市民の協力をもらって、何とかその辺の場所だけを提供していただければ、皆さんに声をかけて協力してもらって、そしてやりたいなと思っていますので、ぜひ、その辺の場所の提供だけは、何とかお願いできないかなと思っていることなのですけれども、それは老朽化して使えなくなって、将来このような状況になったときに、そういう話をしていただければと。それを言って質問を終わります。

委員長

答弁はいいですか。

(「いいです。」と呼ぶ者あり)

委員長

八田委員。

八田委員

勇退のあいさつ

久しぶりに発言をさせていただきますが、実は、私は6期24年間、議員会議員活動をさせていただきまして、なかんずく、建設常任委員会委員として一番長くやらさせていただきました。過去、ここで委員長もやらさせていただきまして、その節は、皆さんに大変お世話になりましたことを心からお礼を申し上げます。

今期で引退を予定しておりますので、今、何と申しましても、市の財政はまさに火の車だと。ご承知のとおり経常収支の比率におきましても、全道210幾つかの市町村の中で、一番下から数えて10番以内に入るという、まことに危機的な状況であるというようなことで、当然ながら俗に言う、市民サービスも、ある程度の低下ということは当然避けられないと私どもは思っております。

当然のごとく、職員の人員削減等も言われておりますし、経費の削減等も言われている。一般市民は、「市に申し入れれば、要求すれば何とかなるだろう。」というような市民感情も強くあることも事実でありますが、やはり、この際、一般市民にもそれなりのサービスの低下ということが、一口に言えば、そういうことも大きく出てくるということも、私自身も市民の皆さんに説明をしておりますし、今後とも、そうした方向に現実的になっていくだろうと。こう思っております。

願わくば、より効率のよい行政をとにもかくにも探っていくことが、この市民とともに歩む市政になるためには、何はともあれ、わずかな財政を有効に利用する。そういうことにひとつ最大の知恵を絞っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

長年多くの皆さんがたに大変お世話になり、ご指導賜りましたことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。 以上です。

委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

松本聖委員。

松本(聖)委員

都市計画マスタープランの「緑の方針」について

よろしくお願いいたします。

今日は、この提出されております小樽市都市計画マスタープラン、これについて何点かご質問をいたします。聞きたいことがたくさんあるのですが、今日は時間も時間でございますので、1点に絞ってお話を伺いたいと思いますが、皆さんご承知のとおり、この質問が私の最後の質問です。

そこで、4年前の原点に立ち返りましてというか、当初、私は、小樽市内の緑の育成ということについて、お尋ねした記憶があります。これは代表質問だったかと思います。そこで、この中の「緑の方針」に絞って、数点お尋ねいたします。

この方針に従って、この方針図がいろいろつくられているわけですけれども、ここで一つ気になりましたのが、この緑のネットワークの形成という、この点々で描かれているものですね。想像しますに、イメージを絵にしたのでしょうから、この点々は街路樹のようなものを想定して、描かれているのだろうと思うのですが、いかがでございますか。

(建都)辻村主幹

そのとおりです。街路樹でございます。

松本(聖)委員

それでは、この街路樹が持つ意義といいますか、何のために街路樹というものがあるのかということをご説明いただけますか。

(土木)公園課長

街路樹の意義といいますか、目的については、いろいろあるのですけれども、一般的なものとしましては、大きくは二つございまして、良好な道路交通環境の整備、それと、沿道における良好な生活環境の確保、大きくは二つに分けられます。そのほかにも、一般的には景観的なものとか、そういうものもございますが、大きく大別しますと、今、言った二つです。

松本(聖)委員

生活環境の確保というのは何となく分かるような気がしますが、良好な道路交通環境に与える街路樹の働きというもの、交通環境に与えるところの街路樹の影響というのは何なのですか。

(土木)公園課長

具体的に言いますと、街路樹を設けるときには、植樹帯という、一つの線的に設けるような形になるのですけれども、例えば、歩道の脇の所に設ける例が一般的ですけれども、歩行者とか、自転車を道路交通から隔離するとか、歩行者、自転車が車道に飛び出すのを防止する。それからドライバーの視線を誘導する。そのような目的でございます。

松本(聖)委員

まちの中の街路樹を思い浮かべていただけると分かるのですけれども、ぽつりぽつりといいますか、街路樹と街路樹の間隔というのは、かなり広いと思うのです。そこに、今、おっしゃったような車道と歩道を安全に分けるというような、車の侵入を防ぐとか、飛び出しを防ぐなんていうようなことをおっしゃっていましたけれども、そのガードレールのような役割を、あの街路樹が果たすというのは、まあ、偶然飛び出したところに木が生えていて、いや、それは話が別ですけれども、そういう想定をしておられるのですか。本当に。

(土木)建設課長

樹木ですから、車が突っ込んでくると折れるということになりますけれども、街路樹にも高木、低木、という形で、いろいろな種類がございます。一番の目的というのは、景観を維持する。ドライバーの目で見まして、長距離運転だとか、そういうときに飽きないようにする形で、高木ばかりではなくて、高、低と、うまいぐあいにそろえまして、家のないところは植樹帯、帯でもってつくりますけれども、家のたくさんあるところは植樹升と、一つの升をつくって、今現在、街路をつくるときは、そういう形で計画を立ててつくっております。

松本(聖)委員

私もそう思います。単なる景観といいますか、見てくれの問題だろうと思います。ただ、自動車を運転していて、 私が感じるのは、確かに視線を誘導するという目的はあると思います。街路樹がずっと並んでいますと、特に天気 の悪い日やなんかは運転がしやすく感じます。何と言うのでしょう。詳しくは知らないのですけれども、何となく 視線を誘導してくれるというメリットはあるかと思います。

それと、今、申しましたように、単なると言いますと、ちょっと語弊があるかもしれませんが、景観上の問題。本来、通常の既存の街路樹のような、そういう街路樹ももちろん必要でしょうけれども、ぜひとも提唱したいなと思うのは、グリーンベルトと言われるくらいの、もっと密度の濃い緑地帯というものを、市内に計画してみてはいかがかと思うのです。

土地の確保という難しい問題があろうかと思いますが、都市環境という面から考えますと、この緑地帯、かなり幅の広いというか、広い緑地帯というのは必要なのではないかなと思うのですが、いかがなのでしょうか。

(建都)都市計画課長

今、お尋ねの緑地帯というグリーンベルトのご質問でございますけれども、今、都市計画マスタープラン、「緑の

方針図」というものが策定されたばかりでございまして、これに続きまして、平成14年度、15年度の2か年にわたりまして、市民のかたがたのご意見をお聞きしながら、小樽市内の都市部における緑地の保全と、緑化の推進に関するマスタープランということで、「緑の基本計画」というものを、今後、つくってまいりたいというふうに思っております。

今、おっしゃったような視点、例えば、公園ですとか、レクリエーション施設を点として整備するだけではなく て、それらをネットワークとしてつなぐという機能も、かなり重要になると思っております。

今後、市民各層のかたからもご意見を伺いながら、策定委員会を開きながら、平成15年度中には、まとめてまいりたいと思いますので、ただいまのような視点を含めまして、幅広く緑地の保全並びに緑化の推進に向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

松本(聖)委員

ありがとうございます。確かに4年前、私は、「小樽市内、周辺には濃い緑がたくさんあるのですが、市内の私たちが日常生活しているこの空間には、余りにも緑がないのではないですか。」という指摘をさせていただいた記憶があります。小さなポケットパーク的なものでも結構でございますから、これは、点の発想ですけれども、緑豊かな公園というものを、ぜひとも、今後、計画していっていただきたいというお願いをいたします。

それと、宅地造成の際の緑の保全なのですが、今後、小樽市内で大規模な宅地造成が、計画されているというお話は伺っておりませんけれども、例えば、直近の大規模な宅地造成では、朝里地区ですか、山の上に大きな住宅地ができ上がりましたね。まだ、空き地がいっぱいあるように見えますけれども。

あそこも、もともとは雑木林でした。貴重な市の近隣の雑木林、緑ですね。もう少し前では望洋台の開発がありましたね。これも歩いていけるというか、もう家のすぐ近くにあるとてもいい里山という雑木林だったのです。これをすべて刈り払いまして、土を混ぜこねしているのです。何もないといいますか、のっぺらぼうの宅地にしてしまったという前例があるわけです。

果たして、これが良好な宅地開発なのかというと、私は非常に疑問に思います。何がしかの法規制があるのでしょうけれども、開発は民間業者ですから、当然、利益、効率を優先するわけで、そういうお金にならない緑地帯というものを、積極的に広く設けようなどとは考えないです。

そこで、この良好な住環境という面から、緑を増やすということで、例えば、小樽市としては、そういう宅地開発が行われる際に、ぜひとも、緑地帯を広い面積で設けていただきたいというお願いというのは、できないものなのでしょうか。

(建都)都市環境デザイン課長

ただいまの宅地造成に伴います緑地帯の確保の関係でございますが、基本的には、開発面積の3パーセント以上という基準を設けてございます。地形的な部分を考慮すれば、斜面、のり面といいますか、どうしても宅地化できない部分、そういった部分につきましては、極力、コンクリート擁壁とか、そういうものを採用しないで、緑地化する方向で開発行為の中で指導しているところでございます。

松本(聖)委員

しかし、現実としては土掘りをしたり、削ったり。素人なので正式な言葉を知りませんから、勘弁していただきたい。そこに例えば、芝を吹きつけてみたりして、「これが緑地だ。」と言っているのだと思うのですね。それがもう荒れ放題、雨で削られて赤土がむき出しになっても、そのままというような状態の中で、それが果たして緑地と言えるのか。

環境という面から考えて、それが緑地として機能しているとは、とてもではないけれども、思われないわけです。 芝や草は、環境に与える影響というのは、ほとんどないそうですね。緑地としての機能というのは持たないという ことを、物の本で読んだことがありますけれども、それをもってして緑地というのですか。 余ったのり面も緑地の3パーセントに含まれるのですか。

(建都)都市環境デザイン課長

すみません。ただいまご説明いたしましたけれども、「3パーセント以上の公園用地を確保する。」というようなことで、のり面は除かれております。申し訳ございません。

松本(聖)委員

そうだとしたら、分かりますね。朝里を見ても、望洋台を見ても、緑が何もないという理由がよく分かります。 公園というと、何度も言いますけれども、滑り台があってブランコがあって砂場があって、赤土がむき出しでとい うような小樽市内の街区公園です。木がうっそうと茂っている公園なんていうのは、街区公園としては、一つも見 られないという状況です。夏の炎天下、木陰すらないという、果たしてこれが公園と言えるのかどうかというのは、 私は疑問に思います。

価値観の問題ですから、あれも公園、これも公園です。それが一概に悪いとは言わないですけれども、私の価値観からは外れている。皆さんの多くも木陰ですとか、安らげる公園というものを望んでおられるのではないかなと思いまして、公園行政に関しては、ぜひとも、緑豊かな公園を目指していっていただきたい。答弁は要りませんが、お願いはさせてください。最後ですから、お願いになってしまいます。すべてお願いになってしまいます。

さきほどの「3パーセントの公園を残せよ。」ということなのですが、例えば、従来からあった雑木林等も一部残されたりはするのです。ただ、それは生態系のことを全く考えないで残しているように見えます。その宅造業者さんが、どのぐらい樹木のこと、林のことを知って工事をしておられるかというのは、甚だ疑問なのです。

うっそうとした雑木林の周りを全部切ってしまって、一部、何といいますか、残った狭い場所、そこにもともとの木が生えていたりしても、周りの木を全部切り払ってしまったら、当然、死んでしまうわけですね。「残しましたよ。」と胸を張って、宅造業者さんは言うのでしょうけれども。

その後のことは、知ったことではないというのが現状だと思うのですが、そういった緑の保全ということに関して、やればやりっ放しというようなのが今の法律なのですか。

(建都)鈴木副参事

宅地造成、開発行為の中での緑地公園なのですけれども、基本的には3パーセント以上ということで、行政指導の中ではお願いをし、確保していただいていると。そういった中で整備の内容については、個々の業者さんで、いるいろ市と協議をしながら、整備をしていただいている。最終的に工事完了をした段階では、基本的には、市の方への帰属をお願いをしてきている。そういった部分で、帰属された部分については、それなりに管理がされてきているというような状況でございます。

松本(聖)委員

望洋台の宅地を例に挙げて言わせていただくと、あちこちに、もともとそこに生えていたであろうシラカバの木とか、いわゆる雑木が残されている。後から持ってきて植えたのか知りませんけれども、その枝ぶりを見ると、あたかも、もともとそこに生えていた木を使ったのだろうなというものが、あちこちに見受けられるわけです。それをもってして植えたと。「それは業者の環境保全の良心だ。」みたいな木の植え方なのですね。それは木としての命というか、私は、あの木が生き生きと自然の姿をしているとはとても思えないわけです。それは、雑木林の中にあって生きていた木で、それを孤立させてしまったら、もうこれは寝たきり老人といいますか、もう生かされているというような状態の木がたくさん見受けられるわけですね。

このような宅地造成というのは、私はいかがなものかなと思うのです。ですから、法は法です。規則は規則です。それに従えば、さきほどの確認申請ではないけれども、それを許可せざるを得ないというのが、役所の仕事だということはよく分かっていますが、こういう「緑の方針」というのがあるわけですから、今後、そういう大規模な宅造計画等が持ち上がってきた場合は、そのとき私はここにおりませんが、何とか、この「緑の方針」に従って、小

樽市として、緑豊かな宅地造成を行っていただくというような強力なお願いをしていただきたいと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

建築都市部長

確かに周辺部には緑が多い。そして、その緑を、例えば、望洋台のニュータウンにしても、今の、さきほども触れられました朝里にしても、現実的には、宅地造成という形で開発行為をした結果として、緑がなくなってきているという現実は確かにございます。

一方で、都市づくりという意味では、宅地の確保というのは必要なことでございます。そういう意味では、中心部に宅地造成を求めない以上は、周辺部ということにならざるを得ない現実がございます。ただ、中心部にしても、緑が少ないという現状の中で、それは生活環境の中で、緑が少ないという意識、認識だと思うのです。

そういう意味では、郊外であって、そこがすぐ立地的に周辺に山があると言いながらも、できるだけそのものに、 郊外型での潤いのあるものというのが、望ましい開発であろうかとは思います。

ただ、開発行為の中で、過度に、業者の方に必要以上の負担を求めるというのは、限界があるということがございますが、現実的に緑豊かという、生活に潤いというのは、この都市マスなり、今後、緑の基本計画の中でも、精神としては、そういう精神を持ってやっていかなければならないものというふうに思っています。

そういう意味で、なかなか現実的に、対業者とのやりとりの中では難しい面はあろうかと思いますけれども、基本的な認識として、宅地造成するにしても、残せるものは残すという認識の中で、業者との対応というものを出て くる範囲内でやるというのは必要なことかなというふうに思っています。

松本(聖)委員

実は、お聞きしたいことがたくさんある中で、限られた時間の中で、最後の質問をさせていただきましたので、極めて漠然としたお尋ねの仕方になってしまいました。ご回答される理事者のかたがたも、何と答えていいものやらという状況がよく分かりますので、大変申し訳なく思っておりますけれども、ご勘弁いただきたいと思います。

最後に、では、一言だけお願いをいたしまして、質問を終わりますけれども、街路樹1本にしても、市民の意見は大きく分かれると思います。私どもにも「落ち葉が邪魔だから街路樹を切ってくれ。」などというお願いが来たり、「こんなぽやぽやとした街路樹ではなくて、もっと緑豊かなまちにしてくれ。」という意見もあれば、いろいろな意見が市民の中にもあります。

そこで「市民とのパートナーシップづくりを進めます。」というこの都市マスの一文にあるように、ぜひとも啓発といいますか、「豊かな生活には、緑が必要なのだ。」という啓発運動も含めて、小樽市の理事者のかたがたには、 ご苦労願うことになろうかと思います。

緑というのは、私は精神安定剤だと思っています。しかも、副作用は一つもないのです。せいぜい落ち葉掃きぐらいなものですね。体に害になるような副作用というものは、全くない精神安定剤だと思っておりますので、ぜひとも、この「緑の方針」に従った緑豊かなまちづくりに、今後も、取り組んでいただきたいと思います。ぜひともお願いいたします。よろしくお願いします。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員。

高橋委員

「シルバーマンション蘭島」について

さきほど古沢委員の方からも、お話がありました施設の件の感想・意見だけを述べさせていただきたいと思います。私も怪しい施設だなというのは伺っておりまして、非常に実体のない話であるというふうに伺っていました。

やはり、正確な情報、的確な情報も含めて、何らかの手だてをする必要があるなというふうに、私も思っている 一人であります。今後とも、こういう件については、ぜひ、研究をしていかなければならないのかなというふうに 思いましたので、感想として一言述べさせていただきます。

水道管凍結対策の広報について

それでは、質問をさせていただきます。

これは水道局の方ですけれども、毎年のように水道管が凍結をしております。それで、今年度の状況、前年度と 比較してどのような状況だったのか、質問いたします。

(水道)給水課長

今年度の凍結の状況でございますが、3月10日現在、凍結件数は363件、昨年の同期と比べまして、昨年は103件でありましたので、約3倍強となってございます。

高橋委員

この大きな要因は何でしょうか。

(水道)給水課長

やはり、外気温の低さといいますか、寒さが原因でございます。

高橋委員

それで、凍結問題に対する水道局としての対策といいますか、いろいろなことをやられていると思うのですけれ ども、去年、今年も含めて、どのようなことをやられてきたのか説明願います。

(水道)給水課長

昨年の11月下旬ごろから、水道局で持っています電気解氷機や蒸気解凍ボイラーの点検等を行っていまして、水道工事店で対応できなかった場合も、いつでも職員が対応できるような状況をつくっております。

それから、1月、2月の2か月間、時事放声社による街頭放送を利用しまして、市民に凍結に対する注意を呼びかけております。

高橋委員

それで、原因の方ですけれども、これはやはり、それぞれの家庭の不注意というのですか。そういうものも多いのでしょうか。

(水道)給水課長

一番の原因は水道の元栓を落とさない。それが一番の原因になっておりまして、特に、12月初めのころに寒さが来ますと、水を落とさないことによるものが、一番の原因だと思います。

高橋委員

毎年のようにこういう形で起こるわけですけれども、極力なくするようにというのですか、少なくするための方策といいますか、何か、今、考えられていることありますか。

(水道)総務課長

水道局といたしましては、住民、市民に対しての広報といいますか、そういうことが、一番大事だというふうに 考えてございまして、例年ですと、年1回しか発行しておりませんでした水道局広報誌、今年度「水おたる」とい うふうに名前を改称いたしまして、年に3回発行してございます。

その中で、市民に対して、水道事業に対する情報をそれぞれお伝えしておりますけれども、今年1月10日、時期的に一番凍結が多いと思われる時期、1月10日発行の「水おたる」で、全市民に対して、水道凍結の注意という形で、水の落とし方だとか、凍った場合の対応の仕方だとか、そういったことをPRしているということでございます。今後も、そういった形で市民のかたに、注意を促していきたいというふうに考えております。

高橋委員

そうですね。ぜひ、お願いをします。

それで、そのPRの方法として、ホームページへの掲載ということで、前にも質問しました。ホームページを開けてみますと、いろいろな項目があるわけですけれども、肝心の水道管凍結に関する項目がなかったということで、私は、非常に残念だなと思いました。

それで、これについては、もうこれから春ですから、今すぐというわけにはいきませんけれども、できるだけ早くこれを載せてほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(水道)総務課長

確かに、水道局のホームページに水道管凍結の関係については、記載はございませんでした。それで、前回の委員会の中でも、高橋委員の方から言われておりますし、掲載内容につきましても、私どもの方で、検討していかなければならないなというふうには考えております。

これから春になりますので、凍結の時期に合わせて載せていくような形で、企画部サイドとも打合せをしていき たいというふうに考えております。

高橋委員

それと、前にも提案要望いたしましたけれども、情報量の増加ということで、企画部の方としては、今までの 2 倍以上の容量をサーバー上で掲載できるようにするというお話でしたけれども、水道局としては、今、載せている項目のほかにどういうものを考えられているのかをお答えください。

(水道)総務課長

私どもで考えているのは、例えば、QアンドA的なものといいますか、例えば、水道局からの一方的な情報も載せているのだけれども、お客様がトラブルに遭われたとき、赤水が出たとき、どういうふうにしたらいいのだろうかとか、例えば、今回の凍結もそうですけれども、凍結時において、どういった形で対応したらいいだろうかと、そういった具体的な例をQアンドAみたいな形で、生かしていければなというふうに思ってございます。

これについては、私どもの中の広報委員会というのがございまして、その中で検討させていただこうというふうに思っていますけれども、中身的には、そういう形でいきたいなというふうに思います。

高橋委員

水道局における情報化推進について

次に、情報化推進の観点から何点かお聞きしますけれども、図面のデータ化を進められているということで、水道局が、一番早いような気がするのですけれども、現状について説明をお願いします。

水道局次長

図面のデータ化につきましては、建築都市部作成の2,500分の1の都市計画図の利用について、局内で検討を進めておりますが、現在、上下水道とも500分の1の台帳図がございまして、これを使って、支障なく維持管理を行っているのが現状でございます。こんなことから、新たなシステム方式につきましては、大変多額な費用がかかることと、費用対効果を考えますと大変難しいと。現状ではそういうふうに考えてございます。

高橋委員

情報化の推進ということで、水道局長に伺いたいのですが、どのように認識をされているのですか。

水道局長

情報化の推進の関係もそうなのですけれども、私ども水道局は、水道事業、下水道事業をやっていますけれども、要は、市民サービスの向上につながるかどうかということが、一番の観点だと思います。

それをどれだけの費用をかけて効率的にやれるのかということでございますので、ただいま次長からもお話のと おり、排水管の管路図については、今のところ業務に支障なく、市民サービスに対しても、支障なくやっています。 これを、今、情報化しまして、高橋委員がおっしゃるような管路図、パソコン等で見て、どれだけ効率的になれ るかということですね。それが、市民のサービスにどれだけ向上するかということを、大きく検討して、その導入をこれから図っていかなければならないのでないか。こんなふうな観点で考えています。

最近よく大きな都市、大都市の管路図のGIS(地理情報システム)化、それから逆に非常に小さな規模の町村で導入が進んでいます。これは、日常の維持管理上、大変難しくなってきているということで、パソコン等の情報化による運用を考えていたと思うのですが、私どもは、ちょうど中規模都市といいましょうか、現時点で維持管理、市民サービスもできるということになりましたときに、例えば、これを導入して、人件費等の削減ができて、その費用でもって、導入の経費が図られるとか、こういうことですと、非常に効率化を図れるのですけれども、そういうふうな観点で、それぞれの担当に、今、「検討しなさい。」というようなことで、指示してございますので、それを局内で、これから、今も検討はしていますけれども、検討していきたいと。

これは都市計画の方で2,500分の1で進んでいるというふうに聞いていますので、これの活用を考えながら、これから費用対効果を含めて、市民サービスの向上につながるかどうかということで検討していきたいなというふうに思います。

高橋委員

ぜひ、研究をお願いしたいと思っています。

交差点の雪山処理について

それでは次に、土木部に伺います。除雪に関して1点だけお伺いをしたいと思います。

さきほども質問が出ていましたけれども、市民からいろいろとお話がきています。その中で、多かったのは「雪山が残っているので、歩行者が確認できない。」それから、「車が確認できない。」という点がありました。できるだけ交差点もしくは道路の交わっている箇所については、「今後、除雪できるような体制でお願いしたい。」という要望がたくさんありましたので、この点についてはいかがでしょうか。

(土木)土木事業所長

交差点の雪山の関係でございますけれども、歩行者が視認できないようなそういう雪山ができやすいのは、交差点にできやすくなるということで、そういう雪山処理については、「パトロールの中で、じゅうぶん状況を確認し、 それについては、速やかに市と協議して対応策を練ってください。」ということで、業者の方に指導してございます。

そのほかに重点的にやっておりますのは、バス停の確保、バス停付近の雪山につきましても、「バスの乗降に支障のあるような雪山があれば、それについてもパトロールした上で、市と協議してください。」ということを業者に強く指導しております。

そういう意味で、今後も、そういう交差点付近、それから市道と市道の交わる部分、道道や国道と市道の交わる部分に交差点がございますけれども、そういう部分を各道路管理者とも連携を図り、雪山処理については、じゅうぶん配慮していきたいと思っております。

高橋委員

ぜひ、お願いをしたいと思います。

除雪予算について

次に、さきほども出ておりましたけれども、除雪の予算について、私も、もう少し予算の上乗せがあってもいい のではないかというふうに思っている一人です。

土木部長に伺いますけれども、多いときには補正予算を組むということで、年間使える予算というのは、ある程度決まっているというふうに思うのですが、いずれにしても、通常考えられている予算では足りないのではないかというふうに思っているわけです。土木部の除雪予算に対する考え方、これはいかがでしょうか。

土木部長

除雪の予算につきましては、特に、昨年から、それぞれ各4地区の業者のかたがたに、それぞれ業務の内容をじ

ゅうぶん把握していただいた中で、作業をある程度お任せしていると。こういった手法の中で、費用についても積 算をしてきたと。

その中で、私どもが考えているのは、今回の積雪量でいきますと、5.3メートルをベースにしまして、それに伴う各路線の除雪の回数、こういったものを一定の路線に合わせた形で積算をしてございます。これも今回、私どもとしては「5.3メートル。そして上限2割以内の降雪量の範囲内であれば、削減費はなしですよ。」ということで、やってきてございますし、さきほども、お話がございましたように、排雪については、業者と私たちの方で協議をしながら作業を行っている。こういう方法でやってきてございます。

その中で、今年は、特に、昨年に比べて降雪量が多いということ。それに加えて、気温が低いということもございまして、除雪には非常に難儀しているという実態でございます。

この中で私どもとしては、今年の予算も既に業者さんに発注してございますし、一定の額を計上してございましたけれども、この時期になりまして、3月の末でございますので、最終的に、修正処理と言っているのですけれども、それぞれ春に向けての最後の除排雪を、今、進めているところでございます。

私どもが、今年の予算の中でちょっと考えているのは、昨年よりも降雪量が多いということが一つと、気温が非常に低いということで、まだまだ積雪深が深いということもございまして、一定の額は、業者との契約の中にございますけれども、今年の雪の状況を見ますと、これは考え方として、補正というか、そういう形はどうなのかというお話がございますけれども、その補正の額まで行くのかどうかは、また別にしまして、状況を見ながら、設計変更しなければならないというところへ来てございます。

ここ1週間ぐらいの間に、最終的なデータが出てきますので、必要であれば、設計変更をして対応していかなければならない。こんなふうに考えてございます。

以上でございます。

高橋委員

いずれにしても、去年は、全然参考にならないというお話でしたので、今年のデータが、基準になるかどうか分かりませんけれども、ぜひ、確認をしていただきたいと思います。

ただ、根本的には、やはり、もう少し予算を上乗せした方がいいのではないかという考えを持っていますので、 また、事あるごとにそれはお願いをしていきたいなというふうに思います。

市営住宅におけるバリアフリー化について

それでは次に、市営住宅について何点かお聞きをします。

小樽市は、非常に高齢化が進んでおりまして、他都市と比較しても、老人世帯が多いというふうになっております。現在、市営住宅に住んでいるかたも、だんだん高齢化してきているというふうに思いますけれども、現在、市営住宅に住んでいるかたの高齢化の状況といいますか、近年と比較して、大体で結構です。どういう状況なのか説明をお願いします。

(建都)住宅課長

手元にちょっと詳しい資料は持ってきてございませんけれども、世帯的に申し上げますと、高齢者と言われますのが、65歳以上ということで、市営住宅の現状でございますけれども、大体 6 割ぐらいが高齢者のかた、あるいはそういう高齢者のみの世帯と。このような状態でないかなと認識してございます。

高橋委員

非常に要望が多いものとして、高齢者世帯もしくは高齢者の単身世帯の入居希望が非常に多くなってきているというふうに思います。事実、私どもの方にもお話を伺うこともあります。それで、今後の考え方として、高齢者に対する、もしくは、単身世帯に対する市営住宅の考え方、これはどのように考えていますか。

(建都)住宅課長

現在、市で所有しております市営住宅の管理戸数でございますけれども、全体としては3,540戸ほどございます。 そのうち高齢者に限らず、単身者も入居可能な戸数が、およそ1,400戸、約40パーセントを占めております。ただ、 残念ながら、この多くは、長屋の平屋建て住宅、特に、オタモイ地区。ここは、今、現在、建替えを進めてござい まして、一部そういう形で募集停止している関係もございます。

そういった中では、実質1,000戸程度が単身者向けなのかなと。こういうふうなことを考えますと、当然のように 高齢者あるいは単身者の方については、移動率が低いということで、なかなか空きが出ないというのも実態でござ います。

こうした中で、現在、オタモイ地区、特に、ここの地区については、高齢者が多く、私は、平均65歳と言いましたけれども、地区によっては70歳、80歳と、こういうような高い状況もございます。そういった中では、現在、オタモイの建替えにつきましても、型別に申しますと1LDK、こういった部分が、大きなシェアを占めて進めていくことになるのだろうなと。

事実、勝納住宅も、現在1号棟54戸のうち、単身者用の1LDKを20戸確保してございます。ある程度そういったことを視野に入れた中で、今後の展開なりなんなりの部分については、そういう住戸を確保していきたいと考えてございます。

高橋委員

ぜひ、そういう方向でお願いをしたいと思います。

高齢化の観点から、バリアフリーということで、考え方が定着をしてきていると思います。それで、現在、これから建設される勝納住宅も含めて、近年、建設されてきた市営住宅の中で、特に、バリアフリー化に努めて設計をしてきたものをお願いします。

(建都)住宅課長

委員がおっしゃった市営住宅のバリアフリーについてでございますけれども、以前からそういった部分、バリアフリー化については努めております。

主な部分で申し上げますと、住戸内の手すり、それから蛇口、建具のレバーハンドル、段差解消、それと落とし込み浴槽、また、照明器具等の広口のスイッチ、こういった部分では、バリアフリーについて配慮してきているところでございます。

また、既存住宅につきましても、特に、まだエレベーターの設置していないところについては、階段室の手すりの設置、また、急な勾配である階段室もございまして、階段室の改修、こういったことも行っているところでございます。

高橋委員

最近、建てられた勝納住宅についてですけれども、コストダウンという点から見ますと、以前建てられた市営住宅と比べて、どのように変わってきているのか。説明をお願いします。

(建都)建築課長

まず、コストダウンに関しましては、配置計画、平面計画の段階から、幅広くコスト縮減に努めているところで ございます。勝納住宅とそれ以前の住宅での、主な縮減の内容ということなのですけれども、平面計画の検討によ りまして、全体的規模は保ちながら、面積の縮小を図っているところです。

また、エレベーターを設置しておりますけれども、このエレベーターについても、機械室の不要なエレベーターを設置して、コスト縮減を図っております。

また、建具が二重になっておりまして、内側の建具が、従来、木製の建具だったものを、樹脂製建具に変更いた しておりまして、そのほかに付帯仕上げなど、いろいろと見直しを行って、総体的にコスト縮減を図っているとこ ろでございます。

高橋委員

前にも提出していただきましたけれども、おおよそで結構なのですが、コストダウンできたパーセントといいますか、率は、分かりますか。どれぐらい削減できたとか、今、言われましたそんな感じで結構なのですが。アバウトで結構です。

(建都)建築課長

詳しい資料は、ちょっと手元にないのですけれども、各住戸ごとにおいて、それぞれ平均して4、5パーセント 程度のコスト縮減ということになっております。

高橋委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

それで、新築されたものについては、さきほど説明があったように、バリアフリー仕様だったり、それからエレベーターがついていたりということで、非常に住環境はよくなってきているというふうに私も思っています。それで、問題になってくるのが、既存の建物、既存の市営住宅との格差が、非常に出てきているのかなというふうに思います。

それで、さっき少しお話が出ていましたけれども、バリアフリーの仕様について、今後、改修だとか計画だとかいるいろ考えられていると思いますけれども、既存の住宅については、どのように考えられているのか。また、すぐできるものはどういうものがあるのか。お答えをお願いします。

(建都)住宅課長

既存の市営住宅の改修についてでございますけれども、現在、市営住宅については、再生マスタープランによる 建替えということで、長屋建て住宅を中心に行ってございます。

また、今のご指摘でございます中層、要するに3階建て以上といいますか、そういった部分での既存住宅につきましては、基本的に改修する。あるいは、建替えにするにしましても、耐用年限が2分の1以上、実数字は35年以上ということになりますけれども、これらの条件が必要であるということでございます。

そういった中では、これらの改修に向けては、現再生マスタープランの部分での国の補助を得ながら、進めるというのが困難な状況にもあるものですから、現在、市で策定しております住宅マスタープランが、平成17年に終わるということもございます。

この辺の見直しに合わせまして、現在の再生マスタープランを、将来、住宅改修も視野に入れた既存のストックも活用しながら、改修を図るべき、ある程度のストックの活用に向けた計画、これらも視野に入れて改修を行い、また、それに合わせながらバリアフリー化、特に、どこという箇所的な部分もいろいろございますけれども、その辺も精査しながら、この計画の中に取り込まれていくのかなと。こういうふうには考えてございます。

高橋委員

高齢化に伴って、非常に要望の多いものの一つにエレベーターの設置があるわけですけれども、非常に費用がかかるために、いろいろ苦慮されると思うのですが、このエレベーターの設置については、どのように考えられていますか。

(建都)住宅課長

既存住宅のエレベーターの設置ということでございますけれども、現在、中層の住宅につきましては、ほとんどが階段室形式の住戸の入口ということになっております。仮に、エレベーターの設置となりますと、片廊下式的な部分での設置が一つ出てくるのかなと。そういったときに、その敷地に制約されております部分で、できるところ、できないところ、それぞれあるのかなと。そういった部分も含めて、私がさきほど申しましたストックの活用といった中に取り込めるのかどうか。この辺はそういった形状を研究しながら、視野に入れて検討していくというふうには考えております。

高橋委員

最後ですけれども、部長に伺います。今後の高齢化に伴ってのバリアフリー仕様計画というのですか。小樽仕様みたいなものを、ぜひ、検討していただきたいということで、前にも提案したことがあるのですが、その点について、ぜひ、検討してほしいというふうに再び要望したいのですが、いかがでしょうか。

建築都市部長

バリアフリーということが言われまして、何年かたっています。現在では、バリアフリーというのは、当然、備わっているというようなことで、一般的になってきてございます。そういう意味では、新しい住宅を建てるに当たっては、当然、高齢者のためというだけではなくて、すべての人にとって、使いやすいという視点でのバリアフリーというものが、さきほど住宅課長から何点かご説明がありました。

更に、これからのいろいろな事例研究の中では、今後、取り入れた方がいいというものが出てくるかと思います。 そういうようなことも取り入れていきながら、考えていきたいと思います。

また、さきほどお話が出ました既存住宅というものが、かなりの率、数がございます。現実に、それらを生かしながら、更に、効率よく活用していくということになろうかと思います。

既存住宅におけるバリアフリー化というのは、なかなか建築的・構造的問題ですとか、敷地の問題、いろいろ難しいことがあろうかと思います。ただ、全国的に、いろいろと同じような条件の中で、モデル的に、実験的にやっている例というものもあろうかと思いますので、そういうことも含めながら、既存住宅のバリアフリー化というのがどこまで可能なのか。

それが、基本的にどの程度になるのかというのは、広く情報収集しながら、また、今後は、さきほど申しました これからの計画づくりの見直しの中で、位置付けしていかなければだめだと。

バリアフリー化というものの整備というのは、その住宅、住宅ということではなくて、一定のある程度のレベルというものを一定的に確保するということが、必要なことかなというふうに思っています。

高橋委員

終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員。

武井委員

都市計画マスタープランにおける河川改修について

まず、ご説明をしていただきました内容からご質問をいたします。

一つは、この都市計画マスタープランの件ですが、都市マスの中で、7ページだと思いますが、特に「都市防災 の方針」について、お尋ねしたいと思います。

一つは、この7ページにも書いてありますように、河川の問題です。それで、河川の改修ということが、この防災の中に出ておりますが、私は、前から言っているのですけれども、河川改修の方法、どういうような考え方を持っているのか。さきほど松本(聖)委員からも話がありましたように、自然に帰すといいますか、そういうような、三面コンクリートだとか、こういうようなものが、今、あらゆる都市で見直され、吟味されています。

恵庭市、苫小牧市なんかでは、三面コンクリートを嫌って随分掘り返している。川底なんかを自然に帰しています。だから、そういうような方法は、今、各都市で行われていますが、あなたがたの防災計画の中では、河川の改修というのはどういうふうにしようと考えているのか。

三面コンクリート、川底の方も全部コンクリートにしますと、河川が急流といいますか、非常にかえって危ない

のです。親水性なんていったら、これはもう大変なことで、子どもなんかは流されてしまう。滑ってしまって。 ですから、これからの河川の改修については、どういうふうな考え方を持っているのか。そこからお伺いします。 (土木)建設課長

大きな河川、小さな河川、いろいろな河川があると思います。現在、このごろ言われているのは、「自然に帰した方がいいのではないか。」という意見も強うございます。ただ、今、私どもの方で河川を改修しておりますのは、老朽化した河川を、直しているというのが、現状では精いっぱいということでありまして、将来的には、いろいろな場所も勘案しまして、そのやり方も、その場所にあったとおりにやっていかなければならないと思います。

急場しのぎといったら、言葉は悪いですけれども、現状は、老朽化した河川を直しているというのが精いっぱい というような状況でございます。

武井委員

今のは、答弁になっていないのだよね。さきほど説明があったように、都市マスなのですよ。現在の問題ではないのです。将来に向けてどういうふうにしていくかと。しかも、それに対するその方針なのですから。それが今のようなお答えでは、都市マスの答弁ではないと思うのですよ。だから、そこのところをもう一度分かりやすく答弁してください。

(建都)都市計画課長

「都市防災の方針」ということで、河川、治水安全度の向上を目指して、河川の改修を進めるという方針ではございますけれども、この進め方につきましては、例えば、今、勝納川の方で、土木現業所が工事を行っておりますけれども、あと朝里の方でも、今後、いろいろな形で改修が行われると聞いてございます。

そういう中では、今、言ったような多自然型といいますか、ただ、昔やっていたような三面コンクリートばかりではなくて、その地域に合った形だとか、地域特性に合った形の中で、もちろん、主眼は、治水安全度を高めることが一番の目的でございますけれども、その中に、いろいろな工法を考えながら、さきほど言った多自然型というのも工法の中の一つとして考えていると思います。

ここで言う、河川の改修などという中で、主眼は、さきほども言いましたように、防災ということですので、治水安全度を高めることが、一番の目的にはなるとは思いますけれども、その手法につきましては、地域特性等を含めながら、いろいろ検討して、一番適切な工法をとっていきながら、解消するということを考えております。

武井委員

小樽は非常に河川が急流というのか、そして、川が縦に流れているのがほとんどですね。縦に。ですから、急流なのです。それをコンクリートの川底にしますと、防災計画にも示されているように、非常に危険な、子どもさんなんかが落ちたら、ずっと流されてしまう。そういう問題も防災の中に入ってくると思うのです。

ですから、ぜひとも、これは土木部の方に、後ほど、於古発川の件についてお尋ねしますけれども、その前に、 ここのところ、将来に向けてどういうふうな計画を持っているのか。私は、具体的な河川の名前を出しませんでし たけれども、例えば、於古発川なんかは三面コンクリートになっていますが、あれは非常に危険で流されやすい。

しかも、道路が両方から通行ができるようになっています。ですから、そういうことで、私はここのところをぜひとも、この三面張りをやめて、2級河川の問題ともちょっと絡みますけれども、これらの川については、都市マスの面では、どんなふうな見方でいったのですか。

(建都)鈴木副参事

都市マスの中での「都市防災の方針」ということで、河川改修が一つ挙げられていますということでございますが、これは、将来的に河川をどうしていくかという動きがある中で、さきほど都市計画課長が申し上げたましたように、治水の安全ということが、一つの中心になるのです。

そのほかにも、いろいろな災害だとかいろいろなものが想定されている。そういったものを考慮する上で、改修

については、担当部局ともじゅうぶんな協議をしながら、どういったものが防災として適するのかを、じゅうぶん 協議をしながら、また、都市マスの推進に向けてという態勢もとっておりますので、庁内の中でも、今、そういった会議の立上げも図ろうと考えておりますので、河川改修がどうあるべきかというのは、じゅうぶん協議していき たいと思っております。

武井委員

内部協議がそうなっていても、私は、基本的な方針をお尋ねしているわけなのです。都市マスをつくったあなたがたとして、基本的な姿勢は、どういう方向に向いているのかということをお答えください。

建築都市部長

都市計画課長が、ご答弁申し上げましたことと重複するものもございます。

今、武井委員がおっしゃったように、確かに、本市の河川の特徴というのがございます。そういう意味では、都市マスにおきましては、一つの河川の特性という意味では、地形的特性ということで、流速が早いという認識をまず持ってございます。それは都市マスの中にも記載してございます。

そういう中で、防災という意味で、豪雪なり融雪時のときに、安全に災害を防げるかという部分が、「防災の方針」という意味では、一つの大きな目的でございます。

けれども、この災害に備えるために、ただ、災害のことだけということではなくて、その地域の特性といいますか、その河川の特性も含めて、河川環境の保全、そういう意味では、従来の、ただコンクリートで面を張っていくというだけの改修ということではなくて、やはり、環境というものにも、じゅうぶん配慮した形での改修、それから護岸だけではなくて河床といいますか、底面についての整備についても、自然環境に配慮するということで、都市マスというものに位置付けしてございます。

武井委員

およその方針は分かりましたが、ぜひとも小樽の地形ということを考慮に入れた中の改修を、ぜひ、考えてほしいと思っています。

梅ヶ枝山手線の側溝整備について

次の問題は、この平成15年度の臨時市道整備事業の関係についてです。この中は、今、見せてもらいましたけれども、今までの中で、本会議や、あるいは予算委員会の中で、いろいろとお尋ねしてきた路線が、答弁と食い違っています。答弁にありながら、これには載っていないという部分がございます。したがって、そこのところの今後の考え方についてお尋ねするのですが、梅ヶ枝山手線です。

これは今までの中で、いろいろな問題、消防の問題、ごみの問題等々をお尋ねしましたが、「道路が狭隘だ。狭隘だ。」というのが非常に出ています。その道路が狭隘だということについて、私は「側溝のふたを厚くした整備をしてはどうですか。」ということを提案しました。そうしたら、「そういう面についても検討します。」という答弁だったわけです。ところが、この側溝整備の中には、どこにも入っていないのですね。

この間、皆さんが知っているかどうか知りませんが、小型消防車が手配されましたね。この道路を上がったのです。テストしてみた。そうしたら、側溝に、はまってしまって、動けなくなってしまった。そして住民がみんな出てきて、押して、ようやく下の方に下がっていきました。こういう道路だから、道路が狭隘なために、こういうような消防車さえ、せっかく手配した小型消防車も、側溝にはまってしまう。

こういう状況なのですから、ぜひとも、この側溝のふたを厚くしてほしい。道路が狭かったらもうどうしようもないですから。あんな狭い急な坂は。したがって、側溝のふたなどを厚くして、そこの所も道路部分として使えるような、そういうような方法にすべきだと思います。

今までずっと質問してきたのですけれども、それを検討する素材がどういうことになったのか。ここに載っていません。したがって、これらの考え方について、まずお答えください。

(土木)土木事業所長

梅ヶ枝山手線の側溝のふたの件でございますけれども、この件につきましては、事業としまして、臨時市道整備 事業でやるのか、道路維持でやるのか、方法としては二つの方法が考えられます。その中で、現地の状況を確認し た中では、地元の町内会とも、お話合いを進めなければなりません。

そういう部分もございますし、道路橋梁維持の方でのふたかけという作業も可能でございますので、町内会との 調整がついた後には、その整備手法を活用する方法もあるのかなということで、この臨時市道整備事業の中には、 掲載していないということでございます。

武井委員

「町内会、町内会。」とあなたがたは、言うのだけれども、私は陳情の第82号のことを聞いているのですよ。この問題が出たのは陳情の第82号なのですよ。だから、あなたがたは陳情者に対して、相談をすべきだと思います。町内会なんていうのは、別に陳情を上げてきたわけではないのですから。ですから、私は、陳情者に対して、どういう答えを出すのか。これをじゅうぶんに討議してほしいと思います。

私は、あなたがたがやっていることは、ちょっと筋が違うような気がするのです。陳情者との意思統一ができた上で、あなたがたが対応するのは、それはまあ結構ですけれども、まず、陳情者、第82号の陳情を、どう始末しようというのか。あなたがたは、よく「これはこういうふうになるから陳情は可能だ。」とか、「いやこうだとか。」と、今までも言っているわけでしょう。

ですから、そういうようなやり方をするべきで、何か陳情者を無視して、町内会オンリーにやっているような気がするのです。町内会は、陳情者に話をさせていながら全然話していない。そのように不満があって、僕らにぶつかってくる。こういう問題が出ているので、どうも、あなたがたの対応の仕方が、何かこうおかしいのですよ。基本的な姿勢を外していると思うのですが、いかがですか。

(土木)土木事業所長

確かに、今、委員のおっしゃるとおり、陳情者の趣旨も大変重要な部分でございます。私たちとしては、当然、陳情者の意向の確認をした中で、そこの地域の代表といいますか、地域要望としての部分も確認させていただいた中に、方針を立てていかなければならないという意味で、町内会とも連携を図るということを、さきほど申し上げました。

舌足らずで申し訳ございませんでしたけれども、その前提として、陳情者に対する意向確認をして、町内会とも 連携を図りながら、この部分について、対応していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

武井委員

深追いはしませんが、言っている趣旨は分かると思いますから、とりあえず、陳情者と地域の団地の人たち全員が署名捺印をして陳情を出したのですから。その人たちに話をしないで、それで、陳情も署名もしない人に話したってどうしようもないのです。そこのところ、まず、陳情があって、こういう話が出ているのですから、こういうことで対応してほしいと思います。

それから、この路線については、排雪基準の第2種でやるという答弁ですが、今年の排雪状況は、どういう実績ですか。

(土木)土木事業所長

今年の排雪状況につきましては、毎年そうでございますけれども、手宮川通線を排雪した後、雪を梅ヶ枝山手線 から手宮川通までかき出しまして、そこで排雪を行ったと。こういう実績でございます。

武井委員

そうしますと、この路線について言えば、この臨時市道整備でやるのか何でやるのかが、まだ決まっていないので、それらを検討した上で対処したいと。こういうふうに理解してよろしいですね。

(土木)土木事業所長

梅ヶ枝山手線の側溝のふたかけにつきましては、臨時市道整備でなくても、ほかの手法でもじゅうぶんとれるというふうに私たちは踏んでおりますので、そのような形で対応していきたいというふうに思っております。

武井委員

鉛給水管調査について

次に、鉛給水管についてお尋ねしたいのですが、もう、鉛管の取替えは終了したというふうに理解していいのですか。まだ残りがあるのですか。いかがですか。

(水道)水質試験所長

鉛管の設置基準の改正につきましては、乳幼児に対する影響を基に水質基準が強化されております。したがいまして、小樽市全体の鉛給水管の調査は、今回で終えたいと思いますけれども、新たに、乳幼児のいる世帯で、鉛管が使われている場合には、その世帯についての調査を、今後も続けていきたいというふうに考えております。

(水道)給水課長

2月5日現在、鉛製給水管の使用軒数が2,188軒、布設延長は13.5メートルでございます。

武井委員

13.5メートル。

(水道)給水課長

キロメートルです。

武井委員

今、まだこれだけ残っているという理解をしていいのですね。それで、「試験的に1世帯について、1世帯だけ、 この浄水器をつけてみました。」と、こういう内容ですが、効果はどんなぐあいですか。

(水道)水質試験所長

一昨年の12月に、どうしても新基準にならない1世帯について浄水器を設置しました。一昨年つけました。15か月経過してございますけれども、現在でも除去率は98パーセント以上でございます。けれども、フィルターが詰まってきていまして、水の出が悪くなったと。そのように聞いております。

武井委員

それで、ここのところで非常に親切な資料になっているのですが、例えば、「使用延長が3メートル以下のところは、5リットル放流しなさい。」と。これは恐らくこの下に書いてある内容は、「毎朝の開栓時に、これをやりなさい。」という趣旨で私は理解したのですが、これでいいですか。

(水道)水質試験所長

そのとおりでございます。

武井委員

そうしますと、例えば、使用延長20メートルから30メートルの場合、「20リットルを毎朝毎朝放流しなさい。」というのですよね。市が、こういう鉛管を使って、そうやったものを、今度はそれを、「基準が新しく変わったから、健康のためだから、20リットル流しなさい。」と。これ、毎朝毎朝20リットル流すといったら、水道代は一体どうなるの。どうしようと考えていますか。お答えください。

水道局長

いや、ご指摘のとおりだと思います。ただ、今、水道料は1,000リットルで180円なのです。ですから、20リットル、バケツに1杯分です。バケツ1杯、朝、開栓時に放流していただいて30日、これに30かけると110円ぐらいになります。このバケツ1杯の水は、決して飲んではだめだとかいうわけではなく、「飲用には、余りうまくないですよ。」ということで、「ほかの使用は一向に構いませんので、洗濯ですとか、おふろの方に使ってください。」という

ことでございます。決して、それを捨てるということではございません。

そういう意味で、使用者のかたがたにご理解をいただくということで、戸別に郵送して、ご納得をいただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

武井委員

今の局長の答弁した内容は、この広報誌には載っていますか。

水道局長

バケツ1杯ということですか。

武井委員

いや、何に使ってもいいからということです。ただ「これを放流してください。」というから、みんな蛇口から「ジャー」と放流している。そのことは、「広報誌の中に書いてありますか。」ということを聞いているのです。

(水道)給水課長

広報誌の中には、「朝の出しがけの水は、飲み水以外にご使用ください。」ということで広報しております。

武井委員

私は、これが理由だかどうだか分からないのですが。こんなところで言うのはあれですけれども、去年、私のところで、コイが生まれたのです。小さいのがだんだん大きくなって、今、もう10センチ以上になりました。ところが、これが死んでしまったのです。このあいだ、8匹一度に死んでしまったのです。これは何か水道かなと思って、金魚屋へ行って聞いてきたのです。そうしたら、「いや、そういうふうにして一度に大量に死ぬということは、これは水が悪い証拠だ」と。こういうふうに金魚屋さんが言うのです。私はこれは鉛の管かなと思ったのですよ。

だから、飲料水以外はいいと言ったって、水槽の中には、みんな水を入れるわけですよね。ですから、このようなことがこれらに影響があるのか。うちあたりは鉛管であるのかないのか分かりませんけれども、そんな事件があったものですから、プロの方に聞いたらそうだと。水のせいだと言うし、それで、今、お尋ねしたわけなのですけれども。だから、ただ単なる飲料水以外といっても、生き物なんかへの影響はどうなのか。これをちょっと、お聞かせください。

(水道)水質試験所長

生物に対する鉛の毒性というのは、それほど高くなくて、多分、コイが一度に死んだというのは、給湯か何かのイオンにおけることが原因かと。魚は銅イオンに弱いですから、多分、銅イオンを含んだ水を入れたのではないかなという気がします。銅イオンか何か混ぜませんでしたか。

武井委員

銅イオンとは何ですか。

(水道)水質試験所長

銅です。

武井委員

まあ、いいです。とりあえず懇切に、しかもそのまま、今、30日という計算で、水道料が120円や100何ぼだと言うけれども、鉛管の取替えがいつまでに全部終わるか知りませんが、その間、1年かかるか、2年かかるか分かりません。

何かもう少しこれらのことは、金銭的な面も含めながら、また、生活保護のかたがたもいらっしゃって、そういうのはどういうふうになるのか、私は分かりませんけれども、免除になっているのもあるのでしょうし、免除になっていないのもあるのかも知りませんが、いずれにしても、もう少し親切な広報活動をやりながら、これを推進していただきたいというふうに思います。

石狩西部広域水道企業団の予算について

次に、石狩西部の問題について、ちょっとお尋ねしますが、この石狩西部の資料の中で、2ページ目、平成15年のみが9億円ばかり少なくなって、あとは全部、変更前と変更後は同じなのですよね。この平成15年だけ、変更後が少なくなっているのですけれども、この大きな理由はどんなことがあるのですか。

水道局長

継続費の設定ですか。

武井委員

はい、そうです。継続費です。

水道局長

これは、平成24年までの継続費の設定でございます。全体額は変更してございません。ですから、平成14年までは実績でございます。下がります。平成15年は予算です。これはご案内のとおり、当別ダムの建設をして、それから導水管、送配水管を持ってくるということで、今、進めていますけれども、とりあえずダムについては、今、本体工事はまだ進んでいません。

ですから、平成15年度予算につきましては、送水管の布設ということで計上してございますが、事業費の設定が、当初、ダムの建設等も含めての建設費の設定でございますから、当然、総体事業費は変えないで、平成14年度までの実績でもって、まず、検討してございますけれども、平成15年度につきましては、当初考えた事業費、最初に考えた事業費、平成15年度に考えていますのが、送水管の布設が2,155メートルということでございますので、これに合わせて変更したと。今年度については、事業費の変更はしていないというふうに予算がつくられています。

武井委員

これは、平成15年は予算上もこうなったということですが、平成16年度以降は変わらないというふうに理解していいのですか。

水道局長

今のダム建設が、これからどうなるかによりまして、事業費が変わってくると思います。その段階で毎年度、当初、前につくっていた変更、前の計画から実際の予算に設定していく。当然、これは変更がございます。

武井委員

分かりました。

今年度の除雪費について

それでは、本題に入ります。

さきほどから各会派の中で、除雪費の問題が出ております。除雪費の見通し、通告もしてありますのでお尋ねするのですが、今年度は、まだ先がちょっとあると思いますけれども、見通しで結構ですから、除雪費、今までにかかった除雪費、今年度予想される除雪費、ロードヒーティングの費用、それから、さきほどの答弁では、補正はないようなあるような何かはっきりした答弁ではなかったようです。雪の降る量もあるのですが、補正はこのままいったら、必要だと思いますか。どうですか。

ひとまず、そういう意味で除雪費とヒーティング費も含めて、お尋ねいたします。

(土木)土木事業所長

今年度、まず、予算でちょっとご説明いたしますけれども、現在の予算といたしましては 9 億8,600万円、ロード ヒーティングをしている...

武井委員

ちょっと、聞き漏らしたので、もう一度言ってください。

(土木)土木事業所長

はい。今年度の予算規模から申し上げますと、除雪費全体で言いますと9億8,600万円、そのうち、除排雪関係経

費としましては6億8,800万円、ロードヒーティング関係経費が、約2億9,800万円という費用で除排雪を行っているわけでございます。

現在の状況ということでございますけれども、まだ不確定要素といたしましては、今、最終的な排雪作業に、取りかかったばかりということで、最終的な排雪量は確定できないという状況、そういうことで除排雪関係経費がなかなか確定できない。

さきほど部長からも、お答えしておりますけれども、予想の排雪量よりも上回りそうだという状況が生まれておりますので、さきほどの除排雪関係経費よりも、費用的にはかかりそうだということを予測しております。

ロードヒーティング関係経費につきましては、コスト縮減のため、ロードヒーティングを一部分撤収しただとか、 電気料金の改定等がございまして、この部分は下がりそうだということを予想しております。

これにつきましても、4月支払い分、3月現在、運転している電気代、ガス代、それから灯油代、こういう費用が、まだ確定できていないという状況でございますので、額については、今、ここで申し上げられる状況ではございません。ただ、当初の予算よりも、若干下がりそうかなという予想はしております。

そういうことで除排雪関係経費は、ちょっと上がりまして、ロードヒーティング関係経費が若干下がるというような形で、全体的には、若干、当初予算を上回る傾向にあるかなというふうに思っております。

武井委員

さきほど、部長の答弁の中で、「これからの雪の降る量などは分かりませんけれども、設計変更があり得る。それらのことはここ二、三日中で分かるのでないか。」と。こういうようなご答弁があったやに私は聞いておりますが、この二、三日中ということになりますと、議会も終わってしまうわけですね。13日で終わるのですが。

そうしますと、補正なんかをする場合は、どういうような考え方を持っていらっしゃるのか、お答えください。 土木部長

さきほどもお話をさせていただいたのですけれども、昨年に比べて降雪量もそうですし、まだ、積雪深も相当あるということで、これは、影響としては、気温が低いということがあろうかと思います。その中で、今、現場の方ですけれども、所長により、調整をとりながら、今、作業を進めているわけですけれども、まだ今週、そして来週の頭ぐらいまで作業が残っているのが一つと、雪捨場の方もまだあります。

そういう中で、仮に、増えた場合には、たまたま今年、うちの方の建設事業の中で、建設課所管でございますけれども、道路工事の事業費がちょっとありまして、その中で処理できなかったもの、これは用地関係を含めて、一部分で工事を先送りした部分がございます。こういった中の事業費がちょっと浮いているものですから、その中で対応ができるかなと、今のところは思ってはいるのです。

そういう意味では、額にもよりますけれども、そんなに大きく追加がないのであれば、こちらの方の事業費から 流用させていただくようなことが、もう一つ考えられるのかなと。これにつきましては、今、お話しましたように、 来週になってみなければ、正式な額は分かりませんし、また、財政の方とも、その辺も可能かどうかということも 含めて、これは協議していかなければならないと思っています。

一つとしては、何とか今年度予算の中でやろうと思って、今、頑張っているのですけれども、まだ1週間ほど作業が残っていますので、そういう意味からすると、ちょっと足りないのではないかなと。その辺を含めて、今、財源としては、さきほどお話しました他の事業から流用できればと。こんなふうに考えているところでございます。

武井委員

大変だと思いますが、あと一息です。ひとつ頑張ってやっていただきたいと思います。

於古発川の2級河川昇格問題について

時間も4時になりますけれども、次の問題です。

さきほどもちょっと触れましたが、於古発川の2級河川昇格の問題です。これについては、確かに、この平成の

初めに説明のあった時期から、相当内容も変わってきたと。こういうことは、今までの私の質問の中でも明らかになりました。

例えば、国道から下の700メートルだけではなくて、最上橋より上の3.3キロメートルも含めた整備が必要だとか、いろいろ問題が出てまいりました。そんなことで、なかなか市長も「難しい。難しい。」と言うが、本音を言っておりません。しかし、もう「シェイプ・アップ・マイタウン計画」からも姿が消え、「21世紀プラン」からも姿が消え、あるいは、「街なか活性化計画」の中からも姿が消えていると。こういう状況ですが、この2級河川昇格は断念したというふうに理解していいですか。お答えください。

(土木)建設課長

今、委員が言われましたいろいろな条件が重なり合いまして、平成元年からいろいろな中心市街地活性化計画に盛り込んで、それで重要河川で3.3キロメートルと。それから町内会にもいろいろなことで、親水性を持たせてやりたいというような説明も平成元年からありました。土木現業所とも協議を重ねてきました。

ただ、あそこに専用駐車場もありますし、妙見市場、ああいう建物もたくさんございます。「これを整理をしないと、2級河川の話には乗らないよ。」というような話がございまして、はっきり申しまして、途中で休止の状態でございます。この状態、駐車場の問題だとか、妙見市場が、すぐに整理がつくという段階でもございません。

はっきり申しまして、今の段階では、すぐできるという状態ではございません。となりますと、小樽市もなかなか動けないという問題がございまして、この於古発川の問題に関しましては、今、今日、この場で言えることは、はっきり申しまして難しいと。2級河川に昇格になるのは、今、現状で言えることは難しいということしか言えないと思います。

武井委員

難しい条件はいっぱい重ねてあるのですよ。駐車場の問題だとかいろいろな問題を、他の川との関係の問題だとか、いろいろ取り上げているのです。けれども、いつまでたっても、これが変わっていないのです。ところが、計画はどんどん姿を消しているのです。ですから、私は、本当のことを言うと、この於古発川に、もっと力を入れてほしいと思っている一人なのですけれども、部長のどんとした態度表明を聞いておきたいと思います。

土木部長

この於古発川につきましては、過去からいろいろ議論されてございまして、当然のことながら、その時点、時点で調査を進めてございます。その中で結果的に、相当数の費用をかけながら、3.数キロメートルを含めた於古発川の2級昇格というお話でございましたけれども、なにぶんご承知のように、運河から最上町までの間というのは、相当数、河川敷地の中に占有物件がございまして、この中身につきましても、建築物があったり、また、いろいろな施設も入ってございます。

まず一つ、これらがきちっと、よけてもらうとか、そういう用地を、河川敷地を確保しないと、これは2級河川というのはなかなか難しいと。あくまでも土木現業所のスタンスでございます。当然かと思います。一気に整備をしようということになれば、そういった障害物をまず取り除かなければならない。これには相当時間がかかるだろうということが想定されます。

それと、もう一つは、川の線形もあろうかと思います。さきほどお話になりましたように、勾配の問題も出てくるかと思います。

そういった観点からいきますと、本当に難しい問題だなと。今、過去の議論も本当に手がけられるのかというところまで来てございまして、ただ、今、ここで委員のご質問があって「どうなのか。白黒つけて。」と言われても、それまた、ちょっとせつない話でございまして、今後、どういう形に変わっていくかもございますので、ただ、私どもとしては本当に難しいと。

こういうことは常々認識してございますし、土木現業所の方からも、こういった占用物件をきちっと整理しない

と、本格的な調査なり、それから断面の協議なり、なかなかできないという状態でございますので、いっぺんには難しいことでございますけれども、また、いろいろと社会状況が変わって、そういう機会をとらえて、また検討するということは、じゅうぶん考えられますので、その時点まで、なかなか手をかけられないなと。こんなふうには思っております。

武井委員

あなたがたの悩みは分かったのだけれども、しかし、何か幽霊を見ているようなのですよね。下の方はもう足がないというか、みんな基本的なところは、もう消えていってしまっているのですよね。ただ、上の方に行っても何かこう、足のないものが見えるような感じなのですけれども。

だから、21世紀プランもあと4年ですか。今年も含めて5年ほどでまた改正されるわけですけれども、それまでこれを引っ張って、ただ、このまま「難しい。難しい。」と言って引っ張っていかれたのでは、私は、川の河床の工事問題について、非常に引っかかるのです。

ですから、もう、どちらかにならないのであれば、市の方で、河床の三面コンクリートを撤去してほしいし、何かどちらかにしないと。2級河川昇格を楽しみにしていれば、「難しい。難しい。」ということで、計画からは消えてしまう。

こういうふうなので、何だかおかしいような皆さんの答弁なのですよね。ですから、「この次の21世紀プランの改正のときまでになれば、新しくはっきりできる。それまで待っていて。」と、こういうふうに受け取ってよろしいですか。

土木部長

今、お話させていただきましたけれども、「次のプランの計画期間でやるのだということを言いなさい。」というお話でございますけれども、さきほどから、お話していますけれども、本当に私有物件が数多くございまして、この辺をどういう形で整理をしていくかという部分もございます。

そういう意味からいうと、本当に難しい問題でございまして、あと一つは、さきほどお話した河床の問題なども ありますけれども、この辺につきましても、確かに勾配がきつくて、何とか自然にマッチした、減速するような方 法をとれないかなということで検討はできます。

ただ、それをやってしまうと、狭い中で、今度は、断面が足りないとか、その分だけまた、断面構造をどうこうと、いろいろな議論が出てくるだろうと思います。そういった意味からも、今、言った「次の21世紀プランの中で、確実にやります。」という議論は、また出てくるかと思いますけれども、委員としては、その辺をきちっとお聞きになりたいかと思います。

私どももその辺まで、現時点では確約できるできないと、つらいところもございますので、また、そのとき、まだ、数年先がありますから、そのときになって、もう一度検討させてもらいながら、また、将来の2級昇格の河川として、土木現業所にお願いするということも考えられますので、そのときまで、検討させてもらいたいなということで考えているところでございます。

武井委員

そうすると、今年できる予定の実施計画には、これはもう載らないと。こういうことでいいですね。

苦しい気持ちをこれ以上聞いても、答えが出ないようですから、次の問題に移りますが、できるだけ、いったん説明までしてくれたものですから、ひとつ早い結論を出してください。

除排雪基準の明確化について

最後の問題です。除排雪基準の明確化の問題でお尋ねします。

これについては、第3種の5の雪割り路線について、私は「第3種の5なんていうのは、なくしてしまいなさい。 少なくとも格上げしてほしい。」というのが、私の以前からの持論でございますけれども、市長の答弁を見ると、 「現在は、財政状況から見て、基準の格上げは難しい。」と、こういうご答弁でございました。

したがって、「財政状況から見て、基準の格上げは難しい。」とおっしゃるので、これは確かに、今、財政が厳しいのは、赤字転落かどうかというふうに言われている時世ですから、じゅうぶん分かりますが、それでは、「財政状況が好転したならば、第3種の5は解消し、格上げはするのでしょうか。」と、こういうふうに聞きたいのですが、腹の内を教えていただきたい。

(土木)土木事業所長

除雪の第3種の5の位置付けの路線でございますけれども、確かに、市長からそういうご答弁をしておりますが、 その前段に、「幅員が狭隘で、勾配がきつくて、家屋が連たんしているというような、そういう所は、除雪もなかな か困難なそういう路線もありますよ。」と。

しかし、「除雪もできる、除雪が可能な場所もございます。」と。そういうことでご答弁させていただいておりますけれども、その除雪が可能な路線につきまして、除雪の回数をどんどん増やすというのは、今の財政状況の中では、なかなか厳しいだろうと。

その前段で、ここの部分については、財政状況ということではなくて、なかなか除雪が難しいものですから、雪割り路線という形で残していかざるを得ないのかなと。そんなふうな考え方で、市長の方から答弁していただいたということでございます。

武井委員

いや、市長のその前段の問題だって、幅員が狭くて勾配がきついからという、これがあっても、別に第3種の4でだめだということにはならないで、今まで雪割り時期に1回ないし2回入るのが、今度は、それが回数が増えれば、第3種の5が消えるわけですから。ですから、私はこの上に書いてあるこの問題、ご答弁の問題は、別にこれを格上げすることには影響はないと思っているのですけれども、いかがですか。

(土木)土木事業所長

今、私が申し上げましたのは、「この中には、除雪として回数を多くすることが難しい路線もあります。」ということで答弁させていただいたと。こういうことでございます。排雪ということで、2回でも3回でも入ればいいのでないかと。そういうことであれば、これは、確かに排雪は入っておりますので、回数を増やすことはできるというふうに思いますけれども、当然、そこの部分で言えば、排雪回数を増やすということが、費用対効果の面からもどうなのかという議論が、別に出てくるとは思います。

武井委員

いや、市民からの声は、「この雪割りどきに、1回やそこらだったら、雪割りに入ったって、どうしようもないのだ。」と。こういうことなのですよ。「せめて、2回ないし3回入れてくれないか。」という。そうすると、第3種の5は消えてしまうわけですから。だから、「いっそうのこと、第3種の5は、なくしてしまいなさい。」と。私はそういうふうに言っているわけです。

私は、残すのだったら残してもいいのですけれども、「今の第3種の5という基準の中に入っているものを、グレードをもう少しアップしてやってもらえないか。」と。こういうことなのです。「今、1回ぐらい入ったって、雪割り時期に1回ぐらい入ったって、どうしようもない。」と言うのです。「せめて2、3回入れてくれないか。」と。

そうすると、これは第3種の5にならないわけです。第3種の5の指定があり、3回も入ったら困りますから。 したがって、私はそれを言うのですよ。

別に、1回入っているところですから、1回でも入っているところですから、実際に。ですから、私は「その回数を増やしてくれ。」と。こう言っているわけです。だから、「第3種の4でもいいのではないですか。」という意味ですが、いかがですか。

(土木)土木事業所長

第3種の5の中には、除雪というふうに言っても、委員がおっしゃったとおり、雪割り路線という部分は、当然雪をかき出して、そこの場所には雪を置かないで捨てるという作業を行っております。したがいまして、除雪というのは、そこにある市道区域に降った雪をかき分けていくという、そういう部分を除雪と言っておりますので、若干、この除雪という表現ではなじまない作業で、実際にやっている路線も中には含まれていると。

したがいまして、除雪の雪割りをやっている所を、排雪系で作業をせざるを得ないと思います。それを回数を増 やすということは、排雪の回数が増えていくので、そこまではなかなか難しい。

さきほどから言っておりますとおり、「第3種の5の中には、除雪ができるものもありますから、これは1回のところを、その状況を見て2回にするということは、今後、検討することはできるだろう。」と。こういうことでご答弁をしたつもりでございます。

武井委員

いや、それでいいのです。雪割りをして雪を除く前に、除雪を1回、2回入れてくれないかということなのです。 最後は、雪割りして持って行ってくれれば、これにこしたことないわけですから。それを言っているわけなので、 持って行ってしまえば、あとは何もないのですから。

「雪割りをする前に1、2回入れてくれないか。」ということなのです。最後に持って行ってくれれば、これにこしたことないわけですから。そういう趣旨でございますので、今の所長の答弁で大体満足していますから、そういうことで終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩午後 4 時15分 再開午後 4 時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、一括討論に入ります。

古沢委員。

古沢委員

簡単に行います。

我が党は、議案第41号、44号は可決、その他、継続審査中の案件すべてについても採択を主張しました。執行機関と議決機関である市長当局と議会議員の関係においては、さきほどの武井委員の質問ではありませんが、特に議会の側は陳情者の願意に沿うことこそ大事であると考えます。

なお、事と次第によっては、私自身も最後になるかもしれませんから、詳しくは本会議でじゅうぶん討論させていただくことを申し添えて、以上で終わります。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず最初に、陳情第21号、第52号、第82号について採決いたします。

継続審査とすることに賛成のかたの起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

委員長

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに賛成のかたの起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、議案第41号、第44号について、採決いたします。

原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。